

第 1 章

「小牧市教育振興基本計画」の基本事項

（１） 計画策定の背景と趣旨

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長が総合教育会議を設置し、教育に関する「大綱」を策定すること等が地方公共団体に義務づけられました。

これを受け、本市では、平成29年3月に「小牧市教育大綱」を策定し、「第6次小牧市総合計画新基本計画」の教育分野をさらに具体化するとともに、この大綱を踏まえ、中長期的かつ総合的な展望に立って計画的に教育課題の解決を図るため、平成29年度から令和8年度を計画期間とする「小牧市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を平成29年3月に策定しました。

その後、国では、「教育基本法」に基づき、平成30年6月に日本の教育の振興に関する総合計画として、「第3期教育振興基本計画」が策定され、愛知県教育委員会では、令和3年度を初年度とする「あいちの教育ビジョン2025-第四次愛知県教育振興基本計画」が令和3年2月に策定されています。

また、本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」が、計画期間を令和元年度から令和8年度までとして、「第6次小牧市総合計画新基本計画」の考え方を引き継ぎ、発展させたものとして、令和2年2月に策定されています。

令和3年度は、本計画の中間年となることから、これまでの教育施策の進捗状況や、本市の教育を取り巻く現状・課題を踏まえ、また、国や社会の動向をとらえた上で、本計画の基本理念を踏襲しつつ、本市が目指す教育目標の達成に向けて、10年間の本計画における令和4年度から令和8年度までの今後5年間で取り組むべき施策を明らかにするよう、中間見直しを行いました。

（２）計画の位置づけ

本計画は、小牧市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、小牧市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにするものであり、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として位置づけるものです。

教育大綱と教育振興基本計画

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）	教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（３）計画の期間

本計画の策定時の計画期間は平成２９年度から令和８年度までですが、見直し後の計画期間は令和４年度から令和８年度までとします。

また、生涯学習、スポーツ等に関する各種計画は、計画期間の満了とともに、その進行管理が本計画に統合されました。

平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		小牧市まちづくり推進計画 第 1 次基本計画							
小牧市教育大綱									
小牧市教育振興基本計画									
			中間 見直し	中間見直し後の計画					
第 3 次小牧市 生涯学習推進計画			統合						
小牧市 スポーツ振興計画			統合						
第 2 次小牧市 文化振興ビジョン				統合					

※「統合」とは、本計画への統合（見直しに合わせて）

（４）策定の体制

①当初策定時

本計画の当初策定時には、外部委員を構成員に含めた「小牧市教育振興基本計画検討会議」と庁内組織の職員を構成員とした「小牧市教育振興基本計画調査検討委員会」を設置し、各種アンケート調査を実施の上、検討を行いました。

②中間見直し時

中間見直し時には、有識者を含めた外部委員を構成員に含めた「小牧市教育振興基本計画推進会議」と教育委員会事務局、健康生きがい支え合い推進部、こども未来部の庁内組織の職員を構成員とした「小牧市教育振興基本計画調査検討委員会」を設置し、検討を行いました。

各種検討組織

区分	委員数	組織
小牧市教育振興 基本計画推進会議	９人以内	学識経験者、他の附属機関の委員、小牧市校長会関係者、小牧市ＰＴＡ連絡協議会関係者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する者
小牧市教育振興 基本計画調査検討委員会	１０人以内	教育部長、教育委員会事務局の次長、課長及び主幹の職にある者並びに健康生きがい支え合い推進部及びこども未来部の部長、次長及び課長の職にある者のうちから教育委員会が指名する者

（５）SDGs【持続可能な開発目標】との関わり

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに達成するために掲げた国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市では、「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」においても、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進をすることで、SDGsの達成に貢献することとしております。

本計画における施策は、SDGsの多くのゴールと関連がありますが、「4 質の高い教育をみんなに」を基本としながら、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」等の達成に貢献するとともに、将来にわたって子どもたちが夢を持って生きていける持続的な社会の実現を目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習を促進していきます。

なお、各基本目標ごとに、SDGsの各目標との関連性を明確化します。



【基本理念】

郷土の歴史を礎に、市民とともに **愛と夢、生きる力**を育みます。

【小牧市が目指す人間像】

- 自他を愛する心や、国及び郷土を愛する心を大切にできる人
- 夢を持ち、志を抱いて、社会の発展に貢献できる人
- 主体的に学び・考え、社会の中でたくましく生きることのできる人



小牧市は市制60周年にあたる平成27年に、「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」を行いました。まち全体で、こどもの夢を育み、夢へのチャレンジを応援するとともに、こどもを軸に市民がつながるまちづくりを進めます。

小牧市教育振興基本計画

37の施策

◎基本目標を達成するために行う事業を「施策」として整理し、37の施策を位置づけた。
◎施策ごとに現状・課題を洗い出し、具体的な取組として掲げた内容を展開する。

愛

夢

生きる力

基本目標1 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

- 1 確かな学力の定着を目指す「学び合う学び」を基本とした授業の推進 (●p) 2 地域の特色を生かした学校教育の推進 (●p)
3 未来にはばたく人材の育成 (●p) 4 特別支援教育の推進 (●p) 5 外国にルーツを持つ児童生徒への教育の推進 (●p)

基本目標2 認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成

- 6 他者とのふれあいを通じた自己肯定感の育成 (●p) 7 道徳心・社会性の育成 (●p) 8 こどもの読書活動の推進 (●p)
9 こどもの体力の向上・健やかな体づくり (●p) 10 学校給食や授業を通じた食育の推進 (●p)

基本目標3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり

- 11 就学や進学に対する支援 (●p) 12 教職員等の資質や指導力の向上 (●p) 13 総合的な子育て・教育を支える環境の整備 (●p)
14 将来を見据えた学校施設づくり (●p) 15 地域と連携した安全な環境づくり (●p)

基本目標4 家庭・地域・学校との連携による教育の推進

- 16 成長の基礎を支える幼児教育・保育の推進 (●p) 17 家庭教育の育みへの応援 (●p) 18 地域でこどもを育む意識の醸成 (●p)
19 学校等と地域との連携強化 (●p) 20 青少年健全育成活動の展開 (●p)

基本目標5 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり

- 21 学習機会の提供と学習環境づくり (●p) 22 学びの成果が活用できる仕組みの充実 (●p)
23 図書館サービスの充実 (●p) 24 生涯学習活動を支える体制の整備 (●p)

基本目標6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

- 25 誰もが楽しめるスポーツ活動の推進 (●p) 26 こどものスポーツ活動の充実 (●p)
27 競技スポーツの振興 (●p) 28 市民のスポーツ活動を支える環境整備 (●p)

基本目標7 市民がともにつくる文化・芸術の振興

- 29 文化・芸術の鑑賞機会の充実 (●p) 30 文化・芸術活動への参加促進 (●p)
31 市民の創作活動への支援 (●p) 32 文化振興を支える体制の整備 (●p)

基本目標8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承

- 33 文化財の保護 (●p) 34 歴史・文化財・生活文化についての啓発・活用 (●p) 35 史跡小牧山の整備・活用 (●p)
36 地域資源を生かしたふるさと学習の推進 (●p) 37 市民との協働や大学と連携した歴史・文化の継承活動の展開 (●p)

第 2 章

具体的な施策の展開

基本目標 1 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



施策 1 確かな学力の定着を目指す「学び合う学び」を基本とした授業の推進

【現状・課題】

- 令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で、新しい学習指導要領が全面実施されました。新学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力として「学びに向かう力・人間性」「生きて働く知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」を掲げています。本市でも、これらの資質・能力を育む教育を進めていく必要があります。
- これからの学校教育において、「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニングという視点からの授業改善の充実が求められています。これは講義形式の教育ではなく、児童生徒が課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶものであり、本市では従来から「学び合う学び」の授業実践により先駆的に取り入れてきたものです。
- 各学校で「学び合う学び」を進めてきたことにより、人と関わり合いながら学ぶ姿勢の定着や授業についていけなくなる児童生徒の減少、応用力の向上といった、様々な成果がみられています。本市の学校教育の特色である児童生徒同士、児童生徒と教員の関わりを重視した「学び合う学び」をさらに推進していくことが重要です。
- AIやビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来しつつあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世の中全体のデジタル化、オンライン化が大きく進展しています。こうした流れのなか、これからの学校は、ICTを最大限活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていくことが求められています。

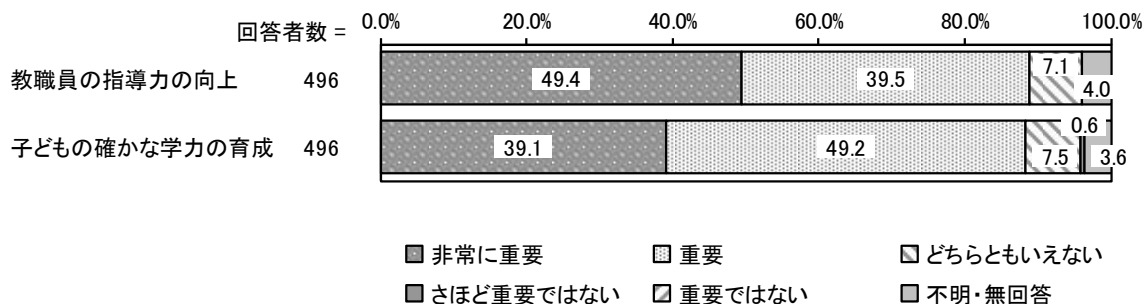
○令和３年度に「義務教育標準法」が改正され、公立小中学校の少人数学級化に関し、令和３年度から小学校の１学級あたりの上限人数を段階的に引き下げ、令和７年度に全学年を３５人学級にすることが決定しました。愛知県においては、既に小学校１、２年生、中学校１年生の３５人学級を実施しており、令和３年度から国に先駆けて小学校３年生の３５人学級を実施することになりました。

○アンケートの結果によると、本市の児童生徒保護者は、児童生徒の学力や教員の指導力に関心が高く、充実を求めていることがわかりました。「全国学力・学習状況調査」等の分析結果を踏まえた指導の充実や、教員の授業力向上による指導の充実などにより、児童生徒の学力向上を図っていく必要があります。

○本市では、個に応じたきめ細かな指導を行うための少人数指導や「学習チューター」による授業支援、**児童生徒１人１台タブレットＰＣ、授業支援ソフト**の整備など、児童生徒の理解を深めるための授業を展開しています。

○「全国学力・学習状況調査」の結果によると、本市では児童生徒ともに記述式問題などの「書くこと」が苦手な傾向がみられます。友達の意見を聞いたり、みんなで話し合ったりする力は「学び合う学び」のなかで育まれているため、今後は苦手分野の底上げを図る取組を進めていく必要があります。

小牧市の教育や生涯学習などに関する施策の重要度をどのように感じますか。



資料：小牧市の教育・生涯学習等に関するアンケート調査（平成 28 年 4 月）

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
互いにに関わり合い 学び合う授業の実施	教員が一方的に知識を教えるのではなく、児童生徒が相互に学び合い、多様な考えにふれることで、新しい気づきや思いやり・他者理解を深める「学び合う学び」の授業の実現を図ります。	学校教育課
「学び合う学び」を支える教職員研修の実施	研究委嘱校の指定や研究発表会等の実施、学校間の交流促進、今日的課題に対応するための研修会の開催等を通じ、「学び合う学び」を支えるための教職員の指導力・授業力の向上を支援します。	学校教育課
全国学力・学習状況調査の活用	「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、その分析結果を活用して教育施策や授業等の改善に役立てます。また、調査の分析結果で明らかとなった本市の児童生徒の弱みとなっている学力分野の底上げを図ります。	学校教育課
市単独での小・中学校への非常勤講師の配置	少人数指導の実施などに対応するため、きめ細かな学習指導や生徒指導の充実を目指して非常勤講師を配置します。	学校教育課
学習チューター派遣事業の実施	主に教員志望の大学生を、「学習チューター」として市内小中学校及び公立幼稚園へ派遣し、授業や学校生活の支援を行います。	学校教育課
「学び合う学び」を推進するICTの活用	「学び合う学び」を推進するため、学びの道具としてICTを活用し、情報の収集、理解、整理、発信、共有等を行います。	学校教育ICT推進室



味岡中学校



米野小学校

施策2 地域の特色を生かした学校教育の推進

【現状・課題】

- 本市の小中学校では、開かれた学校づくりの一環として、学校評議員等による外部評価や、ホームページ・学校通信等を活用した積極的な学校情報の発信に努めてきました。
- 市内では、三ツ渚小学校の米づくりや光ヶ丘中学校の地域ふれあい学びフェスティバルなどの、地域人材や特色を生かした学校独自の取組も行われています。
- 近年では、多様な地域人材等との連携・協働による、地域ぐるみで行う教育の重要性が増しています。平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申においては、これからの公立学校は「地域とともにある学校」へと転換していくことが必要であるとされ、その仕組みのひとつである「コミュニティ・スクール」に注目が集まっています。
- コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。
- 本市では、平成30年度から市内全小中学校で一斉にコミュニティ・スクールを導入するために、これまでの学校評議員会を発展的に解消し、学校運営協議会を設置しました。今後は、地域で助け合う・支え合うための小学校区単位の新しいコミュニティ組織「地域協議会」との連携体制を構築して協働活動を一層推進していく必要があります。
- 応時中学校区コミュニティ連絡協議会などのように、地域と連携しながら、「地域とともにある学校」をつくっていくためには、それぞれの活動を展開し、つないでいくための人材育成等、総合的な体制整備を進めていく必要があります。
- 小中連携教育に関して、本市では、すべての学校で中学校進学時の小中連絡会を開催し、情報交換を行っています。また、学校行事を通じた児童生徒の交流や授業研究を通じた教職員の交流、小学校・中学校間での教職員の人事交流などを積極的に行っています。



三ツ渚小学校（米づくり）

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
学校評価の実施	各学校において、自己評価や学校関係者評価、外部評価などを行い、評価結果を生かしてより良い学校づくりを推進します。	学校教育課
特色ある学校づくり推進事業の実施	各小中学校が創意工夫し、地域の特性や人材を生かして特色ある教育活動が進められるよう、特色ある学校づくり推進事業を実施します。	学校教育課
学校地域コーディネーター派遣事業の実施	各学校への学校地域コーディネーターの派遣により、学校支援ボランティアの活動支援、児童生徒の地域活動への参加を促進することで、学校・家庭・地域の連携を図ります。 また、新たな学校地域コーディネーターの育成に努めます。	こども政策課
学校教育における人材との連携・地域資源の活用	地域の様々な人材との連携を進め、授業や児童生徒の安全確保、体験活動等が行えるよう、人材バンク等の仕組みを整備します。また、地域の自然や施設などその校区の特色を生かし、環境教育やキャリア教育などの充実を図ります。	学校教育課
コミュニティ・スクールの 推進	各小中学校において、学校運営協議会で話し合いを行い、地域と学校が協働してこどもたちの豊かな学びと成長を支援する学校づくりを推進します。	学校教育課
小中連携教育の推進	これまで取り組んできた良好な小中連携のさらなる充実を図ります。小中合同での行事や授業研究などについての計画・実施がしやすくなるよう各学校を支援します。	学校教育課



コミュニティ連絡協議会（応時中フォーラム）

施策３ 未来にはばたく人材の育成

【現状・課題】

- キャリア教育は、児童生徒が社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現していくために重要なものです。本市では、中学校２年生の生徒を対象に「職業人体験学習」を実施し、地域事業所の協力のもとで社会人としての資質の基礎を学ぶ機会を設けています。
- 本市では、平成26年度から「夢の教室」を実施しています。「夢の教室」では、一流のスポーツ選手を「夢先生」として招聘し、講義と実技を通じて児童生徒に夢を持つこと等の大切さを伝えています。
- 市民アンケート、児童生徒保護者アンケートでは、教育に活用すべき本市の特色として、「企業」と回答する人が多くみられました。各学校では、地域の工場や農家等との連携のもとで地域に根差した授業を実施していますが、今後もさらに、地域で事業展開する航空機産業や様々なものづくり企業と連携したキャリア教育や理数教育を推進していく必要があります。
- 社会のグローバル化等に対応するため、外国語教育の充実等が必要となっており、令和２年度から順次実施された新しい学習指導要領の内容には、小学校中学年以降の英語教育の本格実施などが含まれています。本市ではすでに小学校低学年から外国語にふれる活動に取り組んでおり、小学校への外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置や、中学校の指導内容との連続性を考慮した市独自の英語活動カリキュラムを作成するなど、充実を図っています。
- 本市では、令和２年度に児童生徒１人１台タブレットＰＣを整備し、授業等で活用しています。また、臨時休校時等において、家庭と学校をつなぎ、学びを保障するため、ＩＣＴの活用を推進してきました。今後は、デジタルドリルで取り組んだ学習情報等を活用し、特別な支援や日本語教育を必要とする児童生徒を含め、児童生徒一人ひとりの特性等にあった方法で学習を進めます。また、他校のこども、遠隔地の専門家、地域の住民など、教育に関わる多様な人たちとＩＣＴを通じてつながりながら学習できるよう、ＩＣＴ教育の充実を図っていく必要があります。



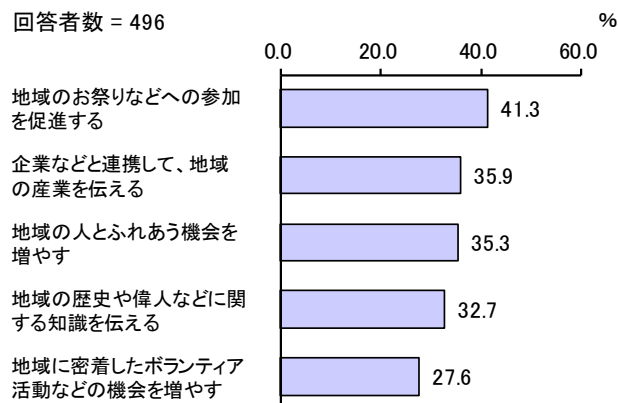
キャリア教育



キャリア教育

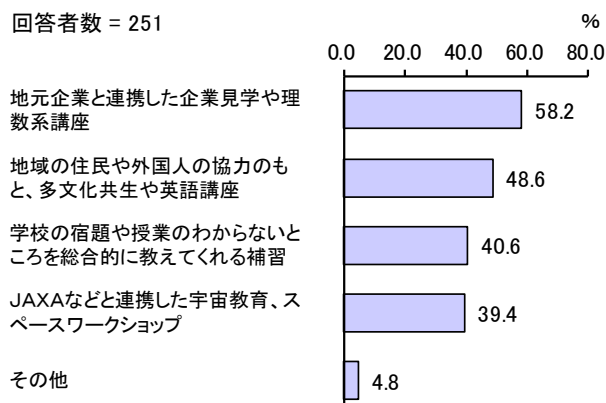
子どもたちの郷土愛を育むために、
特に取り組んだ方がいいと思う取り組みについて

回答者数 = 496



土曜日、公共施設・学校施設などを利用して、
どのような内容の講座を行ってほしいですか。

回答者数 = 251



資料：小牧市の教育・生涯学習等に関するアンケート調査（平成 28 年 4 月）

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
地元企業等と連携したキャリア教育の推進	学校・地域・企業・保護者等、様々な主体との連携のもと、生徒一人ひとりの、自分の進路を選択・決定する能力や確かな勤労観・職業観、「職業人」としての資質を育むキャリア教育を推進します。	学校教育課
「夢の教室」の実施	夢を持つことや、夢の実現に向けて努力することの大切さを児童生徒に伝える機会として、「夢の教室」を実施します。	学校教育課
理数教育の推進	児童生徒の科学技術に対する興味・関心を高める取組を推進するとともに、理科授業の充実を図ります。また、JAXA（宇宙航空研究開発機構）との連携により、専門性の高い、魅力ある授業を展開します。	学校教育課
小中学校における英語教育の推進	外国語指導助手（ALT）の配置や独自カリキュラムの活用などにより、小中学校の英語教育の充実を図ります。	学校教育課
情報活用能力の育成	児童生徒の情報活用能力を育成します。また、クラウドサービスや学習履歴等の活用について研究・実践し、児童生徒一人ひとりの特性等を踏まえた学びの充実を図ります。	学校教育課 学校教育ICT推進室



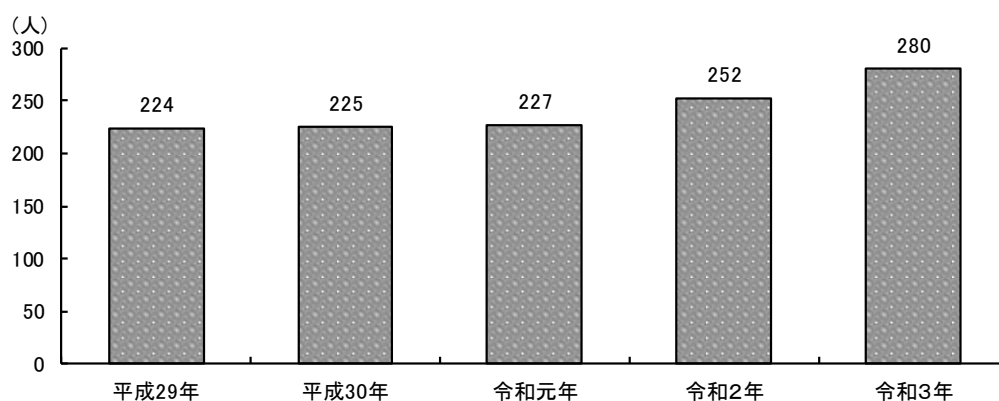
ALTによる英語教育

施策 4 特別支援教育の推進

【 現状・課題 】

- 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、過度の負担にならない範囲で障がい者に支援・配慮することを求める「合理的配慮」を行うことが義務づけられています。
- 本市の特別支援学級は市立小中学校25校すべてに設置しています。必要に応じて巡回による指導を行う通級指導教室では、通常の学級に通う支援が必要な児童への指導を行っています。また、市内には県立の特別支援学校が1校あります。
- 障がいのある児童生徒には、自立や社会参加に向け、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導や支援が必要です。特に、乳幼児期から学校卒業後までの、切れ目のない一貫した支援が重要になるため、本市では教育、保健、医療、福祉、労働との連携による「特別支援教育連携協議会」を設置し、協議を行っています。
- 本市では早期からの教育相談、専門家による本人、保護者への相談体制を整備しており、さらに、乳幼児期から高等学校まで、一貫した支援を行うためのツールとして「個別の教育指導計画」を作成し、引き継ぎを行っています。
- 本市の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は、年々増加しています。平成30年度から特別支援学級の担任を補助する学校生活サポーターを配置して支援体制の充実を図っていますが、令和3年度に「医療的ケア児支援法」が成立したことから、今後は、医療的なケアを要する児童生徒の介助を行う体制づくりを進めていく必要があります。
- 障がいのある児童生徒は、その障がいの状況によって、それぞれ特別支援学校や地域の小中学校の特別支援学級、通常の学級へ通っています。

小牧市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒数[M1]



資料：小牧市教育委員会（各年度5月1日現在）[M2]

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
合理的配慮の浸透	児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の浸透を図ります。	学校教育課 教育総務課
通級指導教室の実施	小中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導教室の充実を図ります。	学校教育課
学校生活サポーターの配置	小中学校の特別支援学級において、担任のもとで児童生徒の学校生活を支援する学校生活サポーターを状況に応じて適切に配置します。	学校教育課
特別支援学級への介助員の配置	医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に学校生活を送れるように看護師資格を有する介助員の配置について調査・研究します。	学校教育課
特別支援教育連携協議会の実施	「特別支援教育連携協議会」での協議を通じ、乳幼児期から学校卒業後までの、切れ目のない一貫した支援を行います。	学校教育課
特別支援教育相談員の配置	より充実した特別支援教育の推進のため、特別支援教育相談員を配置します。また、特別支援教育相談員を中心に巡回相談を充実させます。	学校教育課
教育支援相談の充実	「こどもこころの相談室」において、児童生徒の教育支援について、保護者や教員への相談対応を行います。	学校教育課

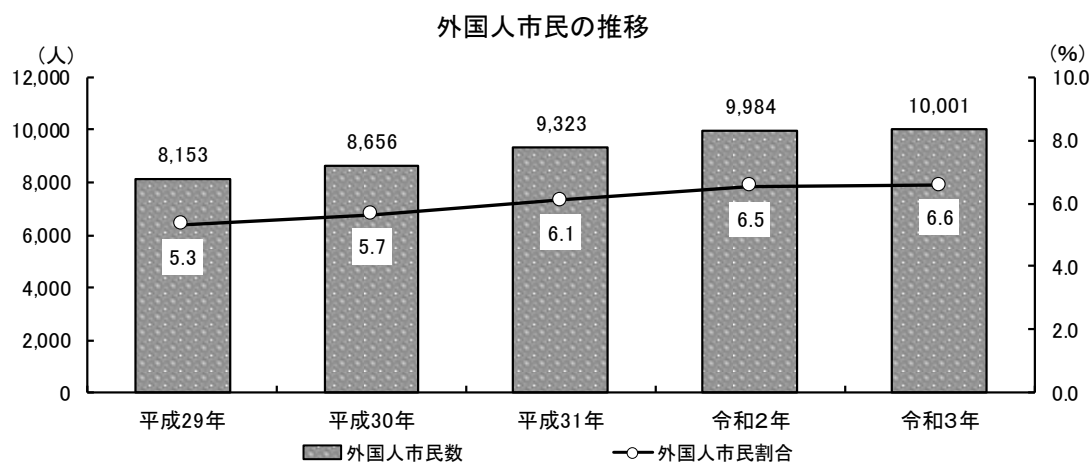


学校施設のバリアフリー

施策5 外国にルーツを持つ児童生徒への教育の推進

【現状・課題】

- 本市の外国人市民の割合は令和3年4月時点で6.6%となっています。国籍、文化、言語等に関わらず、相互に違いを認め合い、思いやり支え合う多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。
- 本市の小中学校に通う、日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しています。本市では、「日本語初期教室にじっこ教室」での指導や、各学校での日本語指導教員による指導、語学相談員による学習適応指導や配布文書の翻訳、日本語指導員による学校巡回などを行っていますが、増加するニーズに対応する支援スタッフの不足等、体制面が課題となっています。
- 生まれてからずっと日本で暮らしているため、外国にルーツを持ちながらも、言語の違いから親子のコミュニケーションができてにくいという課題を持つ児童生徒も見られます。
- 平成31年4月の「出入国管理法」の改正に伴い、日本語教育が必要な児童生徒の増加、多言語化が想定されるため動向を注視し、日本語初期教室の整備や語学相談員の配置拡充を検討していく必要があります。



資料：小牧市人口世帯表及び外国人住民数（各年度4月1日現在）



プレスクール



プレスクール

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
プレスクールの実施	外国にルーツを持つ児童が小学校に早期に適応できるように、プレスクールを実施します。	多文化共生推進室
日本語初期教室の実施・整備	小牧市内の小中学校に転入学する日本語がわからない児童生徒に対し、日本語の日常会話や日本の学校のきまり、習慣や基礎的学習などの定着を図り、安心して日本の学校に適応するための指導を実施します。 また、増加するニーズに対応するため新たな日本語初期教室の整備を検討します。	学校教育課
必要に応じた語学相談員の配置	ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語の語学相談員を配置し、学習適応指導、母語指導、児童生徒の心のケア、通知表や各種書類の翻訳、夏休みや冬休みの日誌の翻訳、保護者からの相談など、 児童生徒の将来に向けた生活自立・社会自立・職業自立等の 支援を行います。また、増加するニーズに対応するため、支援人材等の配置を検討します。	学校教育課
外国にルーツを持つ生徒等への進路相談の実施	外国にルーツを持つ生徒及びその保護者に対し、進路説明会を開催し、中学校卒業後の進学・就職等について検討するための情報を提供します。	学校教育課



日本語初期教室にじっこ教室

基本目標 2 認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



施策 6 他者とのふれあいを通じた自己肯定感の育成

【現状・課題】

- 「自己肯定感」は、自己の存在を肯定的に受け入れられる感覚のことであり、人生をより良く生きていくための重要な要素のひとつです。国の調査によると、日本の若者は「自分自身に満足している」と回答する割合が他の国よりも低い傾向があり、自己肯定感について課題が見られます。
- 自己肯定感は、家族・学校・地域の人間関係などにも関わりがあるとされています。核家族化や、インターネット等を通じたコミュニケーション方法の増加などを背景に、多様な人との実体験を通じた交流ができにくい環境となる中、家庭や地域、学校で人と関わり、自分や相手を認め合うことを通じて自己肯定感を育み、自分の在り方・生き方について考えていく機会をつくることが重要です。
- 児童生徒の健やかな成長を支援する上で、不登校等の問題を解決していく必要があります。本市では、不登校児童生徒の学校復帰を目指し、適切な指導・支援を行うため、2か所の適応指導教室を開設しています。不登校児童生徒の出現率を低くするために、家庭や地域と連携したさらなる未然防止等の取組の充実が求められています。
- 本市では、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を配置し、児童生徒の悩みや相談の対応にあたっています。
- 明治時代に、小牧市の住民が北海道の八雲町に入植し、開拓を始めた歴史的な背景から、小学校児童同士の交流事業を実施しています。児童同士が学習・体験活動を通して、友情を育てることに寄与しており、今後も、小牧市と八雲町の児童がお互いのふるさとを学びともに理解を深められるよう、時代にあった交流方法を考えていく必要があります。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
自己肯定感獲得動画を活用した啓発	乳幼児健診や市のホームページ、出前講座等において、自己肯定感獲得動画のPRを行い、乳幼児期から就学前までのこどもたちに対する親や地域の人たちの関わり方についての啓発を行います。	保健センター
健康教育における自己肯定感についての啓発	4 か月健診時や市内の希望する団体に対して、自己肯定感の大切さや家庭や地域においてどのように自己肯定感が育まれるかについて健康教育を実施します。	保健センター
児童生徒の体験活動の充実	児童生徒の豊かな心を育むため、ボランティア団体や生涯学習団体、地域の協力による体験学習を実施します。	学校教育課 こども政策課
こども自然体験活動事業の実施	季節に合わせた自然と触れ合う体験活動講座を開催します。また、児の森を里山体験活動の場として活用するとともに、必要な整備・管理を実施します。	こども政策課
不登校の未然防止と対策	学校、家庭、地域との連携により、不登校の未然防止を図るとともに、早期対応を強化します。また、不登校の児童生徒に対しては、適応指導教室での支援や、各学校との連携を強化します。	学校教育課
児童生徒の心のケアの実施	スクールソーシャルワーカーや学校カウンセラーの配置、心の教室相談員の配置等を通じ、児童生徒が抱える様々な悩みごとへの相談、支援体制を充実します。	学校教育課
八雲町児童との学習交流	北海道二海郡八雲町との児童学習交流を実施します。夏季には小牧市の児童が八雲町を訪問し、冬季には八雲町の児童の来訪受入を行います。	教育総務課



八雲町との交流

施策 7 道徳心・社会性の育成

【 現状・課題 】

- 今後、さらなるグローバル化の進展により、多様な文化や価値観を持つ人々と協働して社会を形成していく力が求められてきます。そのため、未来の担い手となる子どもたち一人ひとりが、基本となる倫理観やルール、マナー、道徳心・社会性を身につけることが非常に重要になっています。
- 小中学校の道徳の授業は、小学校で平成30年度から、中学校で平成31年度から、「特別の教科」として教科化されました。
- 現代のいじめの問題は深刻です。いじめは児童生徒の心に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、根絶に向けたさらなる対策が必要です。
- 本市では、「小牧市いじめ防止基本方針」及び各学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校におけるいじめへの対策に取り組んでいます。また、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」及び「いじめ問題対策連絡協議会」を設置しています。
- 現代は、スマートフォンやSNSなどの情報ツールが普及し、どこでも誰もがインターネットを使って情報発信したり交流したりすることができます。一方で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪などが大きな社会問題となっています。子どもたちが情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルや情報セキュリティ等に関する知識を身につけるとともに、情報化社会において適切に判断できる力を養っていくことが重要になっています。



生と性のカリキュラム



「ジュニア奉仕団」活動

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
道徳教育の推進	道徳の授業の教科化に伴い、授業の実施方法、家庭や地域等との連携方法について研究を行い、道徳教育の充実を図ります。	学校教育課
人権教育の推進	児童生徒の発達段階に応じた指導等を行うとともに、人権週間等の機会をとらえながら、様々な人権問題について考え、学ぶ機会をつくります。	学校教育課
生命尊重に関する教育の推進	小牧市独自のカリキュラム「生と性のカリキュラム」を小牧市内の小中学校で実施します。また、市内高校とも連携し、高校における「生と性のカリキュラム」の実施につなげます。	保健センター 学校教育課
情報モラルの育成	家庭にも協力を仰ぎながら、児童生徒が情報モラルや情報セキュリティについて体系的に学ぶ機会をつくり、情報を正しく安全に利用する意識の向上を図ります。	学校教育課 学校教育ICT推進室
児童生徒のボランティア活動の促進	児童生徒の主体的な福祉ボランティア活動などを推進するとともに、社会福祉協議会と連携して中学生による「ジュニア奉仕団」活動等を促進します。	学校教育課
生徒指導等を通じた規範意識の育成	家庭や地域等と連携しつつ、道徳の授業や学校での生活指導を通して、児童生徒の自主的活動を支援するとともに規範意識を醸成します。	学校教育課
いじめの未然防止と指導の強化	「小牧市いじめ防止基本方針」に基づき、総合的ないじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。また、いじめへの対応を協議する各種会議を開催し、迅速な対応を行います。	学校教育課



情報モラル教育

施策 8 こどもの読書活動の推進

【現状・課題】

- 平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、国においては「**子供の読書活動の推進に関する基本的な計画**」が策定されています。**平成30年4月に策定された第四次計画では、発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成することや友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組がその改正のポイントとして掲げられています。**
- 愛知県においては、平成**31年2月**に「**愛知県子供読書活動推進計画（第四次）**」が策定されており、「**家庭、地域、学校等における取組の充実**」と「**子供読書活動推進支援の一層の充実**」の2つの基本目標を掲げて各取組が推進されています。
- 本市では、**法律及び国、県の推進計画に基づき**、学校図書館司書の配置、施設配本サービス、ブックスタートなど、これまでの成果を引き継ぐとともに、学校と図書館の連携をさらに進め、こどもの読書活動の推進を図る必要があります。
- 中央図書館の開館に伴い、**児童図書コーナー、ティーンズ図書コーナーの充実が図られました。隣接する多世代交流プラザ内のえほん図書館と連携・役割分担をし、幼児期から切れ目のない読書習慣の形成を図る必要があります。**



ブックスタート



えほん図書館のおはなし会



中央図書館の児童図書コーナー



中央図書館のティーンズ図書コーナー

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
ブックスタートの実施	保健センターでの4か月児健診で、絵本の読み聞かせとプレゼントを行う「ブックスタート」を継続して実施します。	図書館
こどもの成長段階に合わせた図書館資料の選書・充実	えほん図書館、中央図書館の児童図書コーナー、ティーンズ図書コーナーにより、こどもの成長段階に合わせた図書資料の選書・充実を図ります。	図書館
おすすめ本の紹介	乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期のそれぞれの段階に応じたおすすめの本を定期的に紹介します。	図書館
幼稚園・保育園・児童館での読書活動の推進	よりよい親子関係やこどもの豊かな心づくりのため、年齢や発達過程に合った読書活動を推進します。	幼児教育・保育課 多世代交流プラザ
1st アニバーサリー事業	子育て世代包括支援センター及び市内児童館において、1歳の誕生日の節目に絵本をプレゼントします。	子育て世代包括支援センター
図書館ボランティアの育成	図書館のおはなし会やブックスタートにご協力いただくボランティアを育成します。	図書館
おはなし会やイベントの実施	ボランティアグループによる「おはなし会」や「クリスマス会」などのイベントを実施します。	図書館
「子ども読書の日」を中心とした普及啓発活動の推進	「子ども読書の日」(4月23日)を中心に、その日から始まる「こどもの読書週間」の趣旨にふさわしい事業を実施します。	図書館
施設配本サービスの実施	幼稚園、保育園、児童クラブ、小中学校や福祉施設などへ希望される本を配送する「施設配本」サービスを継続して実施します。	図書館
学校における読書活動の推進	朝読書や読書感想文コンクール、ビブリオバトル等の実施を通じ、学校において児童生徒が読書に親しむ機会をつくります。	学校教育課
学校図書館の運営支援	小中学校へ市立図書館から職員を派遣し、学校図書館の運営を支援します。	学校教育課 図書館
小中学生にすすめるブックリストの活用	学校と共同で作成したブックリストの図書を学校図書館に整備するとともに、児童生徒が読書記録を蓄積できるようにします。	図書館 教育総務課 学校教育課
ホームページなどによる情報提供	ホームページなどを活用し、図書館や学校図書館の活動や行事を広く市民に情報提供します。	図書館 学校教育課
学校図書館・市立図書館連絡協議会の開催	毎年開催し、情報交換や課題解決に向けての協議を行い、連携を図ります。	図書館
デジタルコンテンツ活用の検討	デジタルコンテンツも含めた情報提供についての体制整備に向け、研究を進めます。	学校教育課
児童向けデータベースの提供	中央図書館において児童が調べものに活用できるデータベースサービスを行います。	図書館

【 現状・課題 】

- 平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」において、学校における体育は、青少年の心身の健全な発達や生涯にわたるスポーツに親しむ態度の育成に重要な役割を果たすものであると位置づけられています。
- 現在の児童生徒とその親の世代である30年前とを比較してみると、身長、体重などは親の世代を上回っているのに対し、体力・運動能力は大きく低下しています。その背景には、遊び方が屋外からゲームなどの室内へと変わったことや、生活の利便性の向上などにより日常的に体を動かす機会が減少していることなどがあると考えられます。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、本市の児童生徒の体力・運動能力はやや全国平均を下回っており、体力の向上や運動習慣の定着に向けた指導をさらに強化していく必要があります。
- 運動系部活動においては、全国的に教員の指導負担の増加、生徒の多忙化などにより、指導体制の大幅な見直しに向けた議論が進められています。本市においては、一般市民が学校運動部の指導を行う「小牧市公認スポーツ指導員」制度を整備しています。
- 児童生徒の健康については、生活習慣病罹患の低年齢化が見られることや、思春期の過度なダイエット、運動するこどもとしないこどもの二極化などが課題となっています。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
学校体育における体づくりの推進	体育、保健体育等の授業を通じ、運動習慣の定着や体育活動の充実を図ります。	学校教育課
運動系部活動における支援体制の整備	運動系部活動において、部活動の指導や単独での引率等を行うことができる「部活動指導員（仮称）」の配置に向けた人材の確保と育成に向け、検討を進めます。	学校教育課
健康教育の推進	児童生徒の心身の健康を確保するための健康教育を推進します。	学校教育課

施策10 学校給食や授業を通じた食育の推進

【現状・課題】

- 食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置づけられています。本市では、平成21年3月に「小牧市食育推進計画」を策定し、総合的な食育推進を図ってきました。平成29年3月には「第3次小牧市食育推進計画」が策定されました。
- ファストフードやレトルト食品などの普及、ライフスタイルの変化などにより、家庭料理や郷土料理に対する関心が薄れてきています。また、近年では貧困などにより健全な心身の発育・発達に必要な栄養摂取ができていない子どもの問題も出てきています。
- 近年、給食の残食の増加や朝食を摂らないことが問題となっており、栄養教諭・学校栄養職員が各小中学校を巡回し、給食の時間や、家庭科、総合的な学習の時間等の授業の中で、それらの問題をふまえた食育を推進しています。
- 近年、食物アレルギーを有する児童生徒も増加しており、学校給食における除去食、代替食などの対応や、詳細な献立情報の提供等が必要になっています。
- 給食においては、地産地消を推進する観点から可能な限り地元産の農産物の使用に努めていますが、生産者の高齢化などにより、安定した地元農産物の確保が困難となっています。

【具体的な取組】

取組	内容	担当課
栄養教諭・学校栄養職員等による食育・給食指導	栄養教諭・学校栄養職員が市内各校を巡回し、給食時間等を活用して食育指導を行います。	学校教育課 学校給食課
衛生管理の徹底	調理・配送・配膳業務に関わる作業者の健康管理や病原菌等の検査を実施します。また、調理現場などの施設や機械・器具について清掃・消毒を行い、食材についても細菌検査を行って、安全・安心な学校給食を提供します。	学校給食課
食物アレルギーへの対応	市内全小中学校を対象に、乳及び卵の除去食の提供を行います。また、保護者との連携のもと、その他のアレルギーを有する児童生徒への対応を行います。	学校給食課
給食における地産地消	地域農業や郷土料理への関心を高めるため、地元産の食材を1年を通して学校給食に取り入れ、毎年6月、11月及び1月の年3回の「愛知を食べる学校給食の日」には、栄養教諭等が作成する啓発用ポスターを校内に掲示するとともに学校給食に愛知県産の農産物等を使用します。	学校給食課

基本目標 3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



施策11 就学や進学に対する支援

【現状・課題】

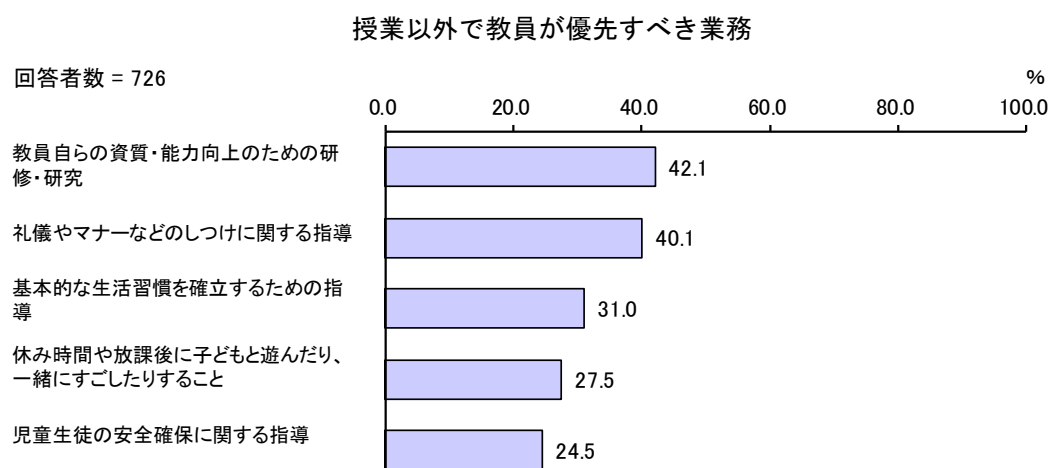
- 経済状況に起因する学習状況の違いが「教育格差」となってあらわれてきているため、貧困の世代間連鎖を断ち切るために、学校教育の役割は非常に重要なものとなっています。
- 本市では、経済的に困窮しており、就学が困難な児童生徒の保護者に、就学援助を行っています。また、高校進学にあたっては、審査基準を満たした生徒に対して高校入学時に必要な経費の一部を支給しています。
- 本市独自の取組として、保護者の授業料負担の軽減のため、私立高等学校等の授業料負担に対する助成を実施しています。令和2年度から国、県の補助制度が拡充されたことから本市の補助制度を改正し、一層の充実を図りました。
- 経済的理由により学習塾に通えない、家庭環境により家で学習する機会がない中学生を対象に退職教職員や大学生などの学習支援員・サポーターの支援を受けながら、無料で学習できる「駒来塾」を市内4カ所で開催しています。
- 経済的に困窮する若者（高校生・大学生など）の支援については、平成30年度から国において返済の必要がない給付型奨学金制度が導入され、年々、支援内容の充実が図られています。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
経済的に困窮している児童生徒の保護者に対する費用の助成・就学援助	経済的な理由で就学が困難な小牧市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校でかかる費用（給食費、学用品費、修学旅行費等）の一部を援助します。	学校教育課
経済的理由で進学が困難な生徒への経済支援	本市の中学校を卒業した、経済的に恵まれない生徒が高校等へ進学する場合に、小牧市育英資金支給要綱に基づき入学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課
私立高等学校等への就学による授業料補助	「保護者負担の軽減」、「学費の公私間格差是正」を図るため、私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて授業料を補助します。	学校教育課
児童生徒に対する学習支援の実施	学習意欲があっても学習習慣や学力の定着が進んでいない中学生を対象に「駒来塾」を実施し、一定レベルの学力維持ができるよう学習支援を実施します。	学校教育課 こども政策課 福祉総務課

【 現状・課題 】

- 新しい学習指導要領を踏まえ、教員にはＩＣＴを最大限活用しながら、新たな教育に対応するための研究や授業改善などが求められています。また、ＩＣＴを活用して指導する能力に加え、情報モラル・情報セキュリティに対する意識を高めていく必要があります。
- 本市では、「学び合う学び」を推進する中で、同僚性を生かした校内授業研究や、実効性のある参加型の教職員研修を実施しています。また、市教育委員会では、研究委嘱校を指定し、研究発表会を通じた市内各校への研究結果のフィードバックを行っています。今後も、より質の高い授業を目指した授業研究や教職員研修の取組を充実させていく必要があります。
- 教職員には、食物アレルギーへの対応や特別な支援が必要な児童生徒への対応など、今日的課題に対応するための知識・指導技術も求められており、さらなる教職員研修内容の充実が必要となっています。また、一方で教員の働き方改革が重要な課題となっており、教員の多忙化解消やメンタルヘルス対策、ハラスメント対策の取組を進め、心身ともに健康で快適に働ける職場環境づくりを進めていく必要があります。
- 市民アンケートでは、授業以外で教員が優先すべき業務として「教員自らの資質・能力向上のための研修」が最も多くあげられました。また、アンケート結果の分析からは、教員の指導力の向上は、特に重点的に取り組むべき事項であると位置づけられました。



資料：小牧市の教育・生涯学習等に関するアンケート調査（平成 28 年 4 月）

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
教職員研修委員会の充実	教職員研修委員会において、総合的な授業研究や教職員研修の充実を図るとともに、今後を見通した研修等の企画を行います。	学校教育課
参加型の教職員研修の推進	教職員のキャリア等に応じ、一人ひとりの意欲や授業力を高めるための参加型の教職員研修を推進します。	学校教育課
授業研究の推進	同僚性を生かした校内授業研究の充実を図ります。	学校教育課
学力向上のためのスーパーバイザーの招聘	スーパーバイザーの招聘などにより、児童生徒の学力向上に向けた研修の充実を図ります。	学校教育課
研修を目的とした学校間の交流促進	市内の学校、教職員同士が指導力向上に向けて相互に学び合うことを目的に、学校間での交流を促進します。	学校教育課
今日的な教育課題に対応した研修の実施	今日的な教育課題に対応するため、様々なテーマによる研修内容の充実を図ります。	学校教育課
ＩＣＴ支援員の配置	学校現場で各種ＩＣＴ機器の操作に対する助言や活用事例の紹介、情報モラル・情報セキュリティやソフトウェアの活用等の校内研修を支援するＩＣＴ支援員を配置し、教員の業務負担の軽減及びＩＣＴ活用指導力の向上を図ります。	学校教育ＩＣＴ推進室
教員の多忙化解消の推進	教員の多忙化解消プランに基づいて、実効性のある具体的な取組を検討し、多忙化解消を推進します。	学校教育課
ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止対策の基本方針に基づいて、相談窓口の設置や研修の開催など、ハラスメント防止対策の取組を進めます。	学校教育課

施策13 総合的な子育て・教育を支える環境の整備

【現状・課題】

○本市では、子育てしやすいまちづくりに取り組む中で、「こども夢・チャレンジNo.1都市」を掲げています。様々な課や児童館をはじめとする福祉分野及び関係機関との連携のもとで、こどもが多様な体験をしながらのびのびと成長できる環境づくりや、保護者の子育て・教育を支える体制づくりを進めています。

【具体的な取組】

取組	内容	担当課
こども夢・チャレンジ事業の展開	こどもの夢を育み、夢へのチャレンジを応援するため、こどもの将来の夢を育むきっかけとして市内産業見学会や職業体験会、夢にチャレンジする計画への助成、海外留学する高校生・大学生等に対する奨学金の支給などの事業を行います。	こども政策課
教育センター（仮称）の整備	教職員の資質向上のための研修、教育に関する資料や情報の収集・提供、幅広い教育相談の実施など、教育の振興を図る「教育センター（仮称）」の整備に向けて調査・研究します。	学校教育課
こまきこども未来館の運営	こどもたちの「未来リテラシー」を育むため、さまざまな遊びや体験を通じて、楽しみながらこども自身の「あそび・まなび・交流」を見つけることができる事業を行います。	多世代交流プラザ
子育て世代包括支援センターの運営	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない子育てを支援するため、こども・子育てに関するさまざまな相談・支援を行います。	子育て世代包括支援センター



こども夢・チャレンジ事業 市内産業見学会



夢にチャレンジ助成金支給事業 公開プレゼンテーション

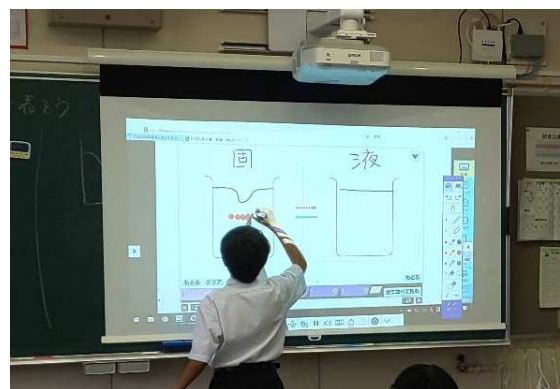
施策14 将来を見据えた学校施設づくり

【現状・課題】

- 国全体で、様々なインフラの老朽化対策や安全性の向上のための取組が進められています。本市においても、今後、公共施設の老朽化対策や建替え等が必要になってきますが、一方で人口減少、少子高齢化の進行により公共施設の需給バランスや市民ニーズが変化してくることが想定されます。このような中、本市では、平成26年10月に「小牧市公共施設白書」を作成し、公共施設の配置や利用状況などに関する現状・課題を明らかにしました。
- 「小牧市公共施設白書」における実態把握や分析をもとに、小牧市では「公共ファシリティマネジメント基本方針」「公共施設適正配置計画」「公共施設長寿命化計画」が、平成28年度に策定されました。学校を含む教育施設についても、令和元年度に「学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的な施設整備を行うことによる財政負担の軽減と平準化により、次世代に負担を残さない効率的・効果的な学校施設のマネジメントの実現を目指していく必要があります。
- 令和2年2月に策定した「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」での長期的な人口の見通しによると、本市の人口は今後、減少していくことが見込まれています。本市の少子化の状況はまだ深刻ではありませんが、今後、児童生徒数を見通す中で、必要に応じて学校規模の検討を進めていく必要があります。
- 学校で使用する各種教材は、児童生徒の学習活動を充実させる観点から、時代に合わせた整備が必要となっています。本市では、全小中学校への児童生徒1人1台タブレットPC、電子黒板機能付きプロジェクタ、校内・校外通信ネットワーク、授業支援ソフト、指導者用デジタル教科書、デジタルドリルソフト等、充実した教育環境を整備しています。今後も、時代に対応したICT環境の整備や、必要な設備・備品等の導入を図っていく必要があります。



学校施設の耐震化



電子黒板機能付きプロジェクタなどのICT環境

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
学校施設長寿命化計画の見直し	「公共ファシリティマネジメント基本方針」等の更新に合わせて、「学校施設長寿命化計画」を10年ごとに更新し、5年ごとに中間見直しを行います。さらに、社会情勢や本市の財政状況等が大きく変化した場合も、必要に応じて適宜見直しを行います。	教育総務課
学校施設の設備改修	「学校施設長寿命化計画」に基づき、建物の予防保全型修繕（工事）を計画的に実施し、そのための財源確保策の一環として、次世代教育環境整備基金を活用します。また、随時発生する小規模な不具合は、修繕費で対応するほか、環境整備事業を活用します。	教育総務課
教材等備品の整備・充実	小中学校隔年ごとに対象校に対し、より効果的な授業展開を可能にし、教育効果を高めるため、教材整備指針及び理科教育等設備基準に示された理科設備備品を理科教育振興法により整備します。	教育総務課
ＩＣＴ機器の整備・充実	学校のニーズに即したＩＣＴ機器及びソフトウェアの導入、進化するＩＣＴ環境に対応したネットワーク環境の整備を行います。また、国県の動向を踏まえつつ、学習者用デジタル教科書の効果的な活用について研究します。	学校教育ＩＣＴ推進室
小牧市通学区域審議会への諮問	学校規模の適正化に伴い、学校区の変更がある場合、小牧市通学区域審議会への諮問を検討します。	教育総務課
将来的な学校規模の適正化に関する調査・研究	小牧市全体の計画である「公共ファシリティマネジメント基本方針」「公共施設適正配置計画」「公共施設長寿命化計画」と整合を図るとともに、方向性を踏まえ、児童生徒数の動向に応じて減築・廃校や統合、分離新設校の新設等を検討します。	教育総務課
小中一貫教育に向けた調査・研究	小中一貫教育を実施する場合は、現在の敷地・校舎の状況を整理し、その学校にふさわしい形態（施設一体型・隣接型・分離型）を検討します。	教育総務課

【 現状・課題 】

- 近年、通学途中の児童生徒の交通事故が全国的に問題となっています。児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路環境を整備していくことが重要です。
- 本市では、平成27年度に「小牧市通学路交通安全プログラム」を策定しました。平成28年度から関連機関による合同点検を実施し、危険か所の把握や対策を進めています。
- 児童生徒が通学する道路においては、看板や標識の設置及び通学路のカラー塗装などを行い、安全対策に努めています。環境整備だけでなく、周辺住民の見守りなども含め、家庭・地域との連携により児童生徒の登下校における安全を確保していくことが重要です。
- 令和3年4月に愛知県において「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、ヘルメット着用の努力義務や自転車損害賠償責任保険の加入が義務化されました。
- 豪雨災害や地震災害、新たな感染症などの緊急事態においても児童生徒と学校との関係を継続し、学習保障や心のケアを図っていくことが重要です。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
地域における通学路の交通安全活動の促進	運転者及び歩行者に通学路の認識を持ってもらうため、標識の設置や歩道設置が難しい小学校の通学路に対し登下校時の児童生徒の安全を確保する対策工事を行います。	教育総務課
家庭・地域との連携による児童生徒の安全確保	保護者やパトロールボランティアなどとの連携のもと、児童生徒の登下校の安全を確保します。また、小中学校でセルフディフェンス講座を開講し、児童生徒を犯罪被害から守る手立てのひとつとします。	学校教育課
自転車の安全で適正な利用に関する啓発	各学校において、ヘルメット着用など、児童生徒の発達段階に応じた自転車交通安全指導を行います。また、保護者に対して自転車の点検整備や損害賠償責任保険の加入を啓発します。	学校教育課
ICTを活用した学びの保障	災害や感染症等による学校の臨時休校等の緊急時において、オンライン学習等により家庭と学校をつなぎ、学びを保障します。	学校教育ICT推進室

基本目標 4 家庭・地域・学校との連携による教育の推進



施策16 成長の基礎を支える幼児教育・保育の推進

【現状・課題】

- 核家族化の進展や共働き家庭の増加などを背景として、保育・幼児教育を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、こどもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援の実現や、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。
- 「子ども・子育て支援新制度」に基づき、平成27年3月に策定した「小牧市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で計画期間満了となることから、本市では、令和2年3月に近年の社会潮流や本市のこどもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、こども・子育て支援のニーズを反映した「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画の中においても、引き続き、こどもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うための質の高い幼児期の教育・保育の充実を図ることを目標のひとつとして位置づけています。
- 近年、幼児教育の重要性への認識が高まっており、国においても幼児教育の質に関する評価や、国際的な比較の必要性に関する議論が進んでいます。このような中、質の高い幼児教育・保育を行うための、幼稚園教諭・保育士の資質と専門性の向上がますます求められています。
- 本市では、就学前施設と小中学校との連携を推進するため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校が参加する「幼年期教育連携推進会議」を開催しています。今後も、これまでの連携を生かしながらお互いの違いを理解し、幼保小中の連携を進めていく必要があります。

【具体的な取組】

取組	内容	担当課
教育・保育の質の向上	幼保小中の連携を深めるための「幼年期教育連携推進会議」を通じて、義務教育へのつながりを意識した幼児教育・保育を行います。また、「幼年期教育研修会」を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	学校教育課 幼児教育・保育課

【 現状・課題 】

- 子育て中の保護者を取り巻く状況は、情報の取得方法、相談相手や交流の状況、近所付き合いの状況など、目まぐるしく変化しています。子育て中の保護者の孤立化の防止や、家庭教育の重要性等の啓発は、より必要性が高まっています。
- 本市では、子育て中の保護者の不安解消などを目的に、市内すべての小中学校において家庭教育推進事業を実施しています。また、幼稚園・保育園の乳幼児保護者を対象とした幼児期家庭教育学級事業は市内全32園のうち25園で実施（令和3年3月現在）されています。
- 家庭教育推進事業、幼児期家庭教育学級事業は、ともに平日に開催されることが多いため、仕事を持つ保護者でも参加できる機会づくりが課題となっています。学校や園によっては、行事等との同日開催や、当日の参加も受け入れるなどの工夫を行っているところもあり、より多くの保護者に家庭教育の大切さを理解してもらえるよう、参加を促進することが必要です。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
小牧市独自の親子（母子）健康手帳の作成・活用	こどもを妊娠した時期から、こどもが中学3年になるまで使用することができる、本市独自の親子（母子）健康手帳を作成し、関係機関と連携をとりながら、活用していきます。	保健センター
家庭教育推進事業の実施（PTA連絡協議会との連携）	市内小中学校PTAにおいて、家庭教育についての学習活動や親子ふれあい活動、また、家庭・地域・学校との連携を図り、地域の人々とこどもがふれあう機会を充実し、地域ぐるみでこどもの自立を育む活動を実施します。	学校教育課
幼児期家庭教育学級事業の実施	市内の幼稚園・保育園において、家庭教育に関する学習を計画的、継続的に実施し、子育てについての情報交換と健全な家庭づくりを目的として、幼児期家庭教育学級事業を実施します。	学校教育課
「家庭教育のつどい」の開催	平日に開催される幼児期家庭教育学級や小中学校PTAによる家庭教育推進事業に参加できない保護者や子育て中の市民を対象に、家庭教育に関する講演会を実施します。	学校教育課

【 現状・課題 】

- 本市で掲げている「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」を踏まえ、平成28年4月に「小牧市地域こども子育て条例」を制定しました。この条例では、保護者、地域住民、事業者、学校等及び行政などの責務を定め、それぞれの特性を生かしながらまちぐるみで子育てや子育てを支え合うまちの実現を目指しています。
- 地域は、こどもたちが様々な立場や年代、考え方の人と関わりふれあうことで社会性を学ぶ大切な場であることから、地域の大人とこどもが交流する機会を持つことは、教育上、非常に大切なことであるといえます。
- こどもたちが地域の人とふれあう機会のひとつとして、ふれあい・まなびあい・ささえあいの地域づくりを目指す「地域3あい活動」があります。市内の概ね半数の地区が事業を実施していますが、事業を運営する地域のなかでは役員不足等の課題が出てきているため、事業の実施内容・運営方法の在り方等を検討する必要があります。
- 「放課後子ども教室」では、放課後に学校施設を活用し、ボランティア等の協力により児童生徒に様々な体験活動や学び・交流等の機会を提供しています。本市では平成20年10月から、特別教室等を利用して9校で開始し、現在は全16校で実施しています。また、次代を担う人材の育成の観点から、保護者の就労・未就労に関わらず、すべての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を推進する「放課後子ども総合プラン」を推進する必要があります。



放課後子ども教室

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
保健連絡員及び保健連絡員ＯＢによる赤ちゃん訪問の実施	育児をスタートしたばかりの不安の大きい時期に、近所に住む保健連絡員及び保健連絡員ＯＢが家庭を訪問することにより、子育て中の保護者の不安の軽減と、地域で親子を支える環境づくりを進めます。	保健センター
ジュニアセミナー等の実施	こどもたちの社会性が育つよう、地域の生涯学習団体等に講師を依頼し、魅力的な体験講座を実施します。	こども政策課
地域３あい事業の実施	各地区での実施状況を定期的に調査し、効果的な事例のＰＲや共有に努めるとともに、地域の実情に即して工夫した事業が実施できるよう支援します。	文化・スポーツ課
放課後子ども教室の実施	すべての小学生を対象として、安全・安心な放課後の活動拠点を小学校の特別教室などに設け、地域の人の協力を得て、学びやスポーツ、文化活動などの機会を提供します。	こども政策課
放課後子ども総合プラン	すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営し、児童にとってよりよい学びの場や居場所を提供します。	こども政策課 学校教育課



ジュニアセミナー（宇宙の学校）

施策19 学校等と地域との連携強化

【現状・課題】

- 「地域とともにある学校」づくりを目指して、地域と学校が話し合いを重ね、目標やビジョンを共有し、協働活動を推進していく必要があります。
- 教育活動はパトロールボランティア、図書ボランティアなどの多くの地域住民によって支えられており、今後も地域等の様々な外部人材が関わる教育を推進していくことが重要です。
- 学校と地域とをつなぐ役割を担う「学校地域コーディネーター」を、平成16年度から中学校に、平成20年度から小学校に派遣しています。研修会と情報交換を通じて、学校と地域の連携による教育環境づくり、児童生徒の地域における社会活動への参加促進等に取り組んでいます。後継者の育成や人材確保が継続的な課題となっており、対応が必要です。

【具体的な取組】

取組	内容	担当課
学校教育における人材との連携・地域資源の活用（再掲）	地域の様々な人材との連携を進め、授業や児童生徒の安全確保、体験活動等が行えるよう、人材バンク等の仕組みを整備します。	学校教育課
学校地域コーディネーター派遣事業の実施（再掲）	各学校への学校地域コーディネーターの派遣により、学校支援ボランティアの活動支援、児童生徒の地域活動への参加を促進することで、家庭・地域・学校の連携を図ります。また、新たな学校地域コーディネーターの育成に努めます。	こども政策課
コミュニティ・スクールの推進（再掲）	各小中学校において、学校運営協議会で話し合いを行い、地域と学校が協働してこどもたちの豊かな学びと成長を支援する学校づくりを推進します。	学校教育課



学校地域コーディネーター研修会

【 現状・課題 】

- ニートやひきこもりなどによる社会的自立の遅れや、いじめ、不登校、犯罪、非行など、青少年を取り巻く問題は多様化してきています。社会全体の責務として、家庭・地域・学校・行政とが連携しながら、青少年健全育成の活動を推進していく必要があります。
- 「小牧市少年センター」は、青少年の非行化を防止し、健全な育成を図るための拠点であり、家庭・地域・学校と連携しつつ、学校巡回や相談、あいさつ運動、地域環境の浄化など、様々な活動を行っています。
- 本市においては、指導員、補導員の街頭補導活動により、補導人数が減少してきました。しかし、相談件数は増加傾向にあり、相談内容としては特に不登校に関するものが多くなっています。
- 「小牧市青少年健全育成市民会議」は、様々な団体等の代表者で構成されており、青少年の健全育成のためにあいさつ運動や様々な啓発運動を展開しています。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
小牧市少年センターにおける活動の充実	少年相談、少年センター補導員による街頭パトロールなどを実施し、青少年の健全育成を推進します。	こども政策課
小牧市青少年健全育成市民会議の支援	市民総ぐるみでの青少年健全育成活動への支援、啓発活動を支援します。また、各中学校区の青少年健全育成会活動を支援し、地域の大人が地域のこどもを育てる活動の活性化を図ります。	こども政策課



街頭パトロール

基本目標5 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり



施策21 学習機会の提供と学習環境づくり

【現状・課題】

- 国が策定した「第3期教育振興基本計画」では、第2期計画の自立、協働、創造の方向性を継承し、「人生100年時代を豊かに生きていくためには、生涯にわたる学習や能力向上」が必要であるとし、「生涯学び、活躍できる環境を整える」ことを今後の教育政策に関する基本的な方針のひとつとしています。
- 市民の主体的な生涯学習活動を支えている施設として、市公民館や中部公民館、味噌・東部・北里の各市民センター、青年の家、まなび創造館女性センター、図書館などがあり、生涯学習の推進拠点として、市公民館に「こまなびサロン」を設置しています。
- 公共施設を利用しやすくするため、各施設をネットワークで結んだ施設予約システムを管理・運営しています。予約・使用料の支払いはどの施設からでもでき、自宅から施設の空き状況が確認できるようになっています。
- 本市では、市内の各公民館を拠点として各種市民講座を実施しています。平成27年度からは公募型市民企画講座を開始し、講師・受講者双方が学習できる環境づくりと、学習した事柄を地域へ還元することを促し、学習を継続して行うことができる環境づくりを行っています。
- 令和2年からは新型コロナウイルス感染症が拡大し、生涯学習事業の中止や規模縮小を余儀なくされました。今後は新たな生活様式に基づいた生涯学習を進めていく必要があります。
- 「青年の家」は指定管理者により管理運営を行っており、学習講座の企画運営を実施するとともに、宿泊施設の特徴を生かした運営を展開しています。青年層を中心とする講座への受講や団体活動が減少していますが、ジュニアセミナーや親子を対象にした講座、小学校1年生から6年生までを対象にした居場所づくりを行う「寺子屋」の実施などにより、小学生児童の利用が活発になっています。
- 職場・家庭・地域等あらゆる分野において、男女共同参画の必要性はますます高まっています。令和4年3月策定に向けた「第4次小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーⅢ」では、「男女共同参画社会の形成に向けた意識改革・教育の推進」など、3つの基本目標を掲げ、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会を目指すとしています。

○本市では、男女共同参画の推進拠点として、「まなび創造館女性センター」を設置しており、女性が抱える様々な悩みごとへの相談に応じたり、各種講座を開催したりしています。今後も、男女共同参画社会実現に向けて、「まなび創造館女性センター」をより幅広い市民に活用してもらい、具体的な行動を促す情報提供・啓発を継続していく必要があります。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
市民講座の実施	これまで培った技術や知識を生かしたい市民自らが講座を企画し、自らが講師となる「公募型市民企画講座」の実施により、学びたい市民と学びを生かしたい市民が学びを通してつながることで、生涯学習活動のきっかけづくりとします。	文化・スポーツ課 味岡・東部・北里市民センター
高齢者学級、女性学級の実施	高齢者対象の「ゆうゆう学級」では、高齢期の健康問題や現代社会に対応するための知識の習得を図ります。また、女性対象の「つつじ学級」では、女性としての教養を高め、潤いのある生活を創造するための知識の習得を図ります。	文化・スポーツ課 味岡・東部・北里市民センター
出前講座の実施	広く出前講座メニューの新規登録を呼びかけ、講座内容を充実させるとともに、積極的にPRすることにより利用者の増加を促し、学びの循環を図ります。	文化・スポーツ課
大学との連携講座の開催	「知」の源泉である大学との連携協働を図り、産学官それぞれが持つ知的・人的・物的資源を相互活用した講座を開催します。	文化・スポーツ課
公民館等の生涯学習施設の環境整備	施設老朽化等に対応し、施設設備の修繕を行います。また、ICTを使用した様々な学習機会が広がるよう、公衆無線LANサービスを提供します。	文化・スポーツ課 味岡・東部・北里市民センター
新施設予約システムの導入	キャッシュレス決済やインターネット予約等に対応した新施設予約システムを導入し、利用者の利便性向上を図ります。	文化・スポーツ課
オンラインを活用した講座の実施	withコロナ時代において広く学習機会を提供するため、オンラインを活用した講座等を開催します。	文化・スポーツ課 味岡・東部・北里市民センター
青年の家中高生サークル活動の支援	中高生が主体的にイベントなどを企画運営する「イベント企画隊 in 小牧山」の活動を支援することで、自分で考え、決め、行動することができ、社会に積極的に貢献できる青年の育成を図ります。	こども政策課
青年の家運営事業	青少年を対象にした各種講座を開催し、青少年の健全な成長と地域に役立つ人材育成を図ります。また、青年の家登録団体の活動支援を行うとともに、イベント等を活用した発表機会の提供や団体交流を促進します。	こども政策課

取組	内容	担当課
男女共同参画講座の実施	講座等で幅広い年齢層に向けて、男女共同参画に関する基本的な知識を学ぶ機会を提供することで、ジェンダーにとらわれず活躍できる人材を育成します。また、女性が社会でより一層活躍するために必要なスキルを身に付ける講座を実施します。	多世代交流プラザ



ゆうゆう学級



大学連携講座

【 現状・課題 】

- 地域社会の抱える課題が多様化・複雑化していることから、地域課題の解決にあたって生涯学習の果たす役割は大きくなっています。身に付けた知識・技能や経験を生かし、地域に還元できる人材育成が重要です。
- 本市は、平成25年3月に「第3次小牧市生涯学習推進計画」を策定し、人づくり、地域づくりを通じて学びの循環を促す「学びのスパイラルアップ」を目指して、各種施策を推進してきました。特に、講座や発表の場を設けたり、地域活動を補助したりすることで、生涯学習を通じて地域で活動する人材の育成を行っています。
- 市民講座修了生によるサークルや同好会の発足は進んでいますが、地域への還元に結びつけていくために、活動を継続していくための手法や学習成果を生かす場や方法についての情報提供といった支援体制をさらに整えていく必要があります。
- 本市では、学びの成果を発表する機会として「こまなびフェスティバル」を開催しています。学習成果の発表の場をさらに活性化させるためには団体の自主的な関わりを促していく必要があります。
- 地域ぐるみで子育てや高齢者を支え「ふれあい・学びあい・支えあい」の地域づくりを目指す「地域3あい事業」は、市内の概ね半数の地区で実施されています。運営を支える人材や後継者の不足が課題となっているため、実施内容や運営方法を検討する必要があります。



こまなびフェスティバル



市民企画講座

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
生涯学習を推進する人材育成講座の開催	生涯学習に関するボランティア、コーディネーター、サポーター、リーダーなど、地域で活躍できる人材や、学びの成果を地域活動につなぐためのパイプ役となる人材を育成し、地域の生涯学習活動の支援・振興を図ります。	文化・スポーツ課
生涯学習講師の活用	生涯学習講師への登録を積極的に支援し、市民企画講座や地域3あい事業、家庭教育学級への活用を図ります。	文化・スポーツ課 味岡・東部・北里市民センター
地域3あい事業の実施（再掲）	各地区での実施状況を定期的に調査し、効果的な事例のPRや共有に努めるとともに、地域の実情に即して工夫した事業が実施できるよう支援します。	文化・スポーツ課
「こまなびフェスティバル」の開催	各団体が主体的に運営に参加する「こまなびフェスティバル」を毎年開催し、自らの学習成果を生涯学習の推進につなげるとともに、団体同士のネットワークづくりを進めます。	文化・スポーツ課
市民センターでの発表機会の充実	生涯学習活動団体の成果発表の場として、各市民センター利用団体による、発表会や展示会を開催し、各地域での生涯学習の推進につなげるとともに、団体同士のネットワークづくりを進めます。	味岡・東部・北里市民センター
団体等による自主展示・発表活動への支援	公民館や各市民センターを活動拠点とする団体の成果発表の場として、展示スペースや資機材の有効活用を促すとともに、市広報等によるPRを支援します。また、各種文化事業との連携による自主展示等を進めます。	文化・スポーツ課 味岡・東部・北里市民センター
青年の家中高生サークル活動の支援（再掲）	中高生が主体的にイベントなどを企画運営する「イベント企画隊 in 小牧山」の活動を支援することで、自分で考え、決め、行動することができ、社会に積極的に貢献できる青年の育成を図ります。	こども政策課
青年の家運営事業（再掲）	青少年を対象にした各種講座を開催し、青少年の健全な成長と地域に役立つ人材育成を図ります。また、青年の家登録団体の活動支援を行うとともに、イベント等を活用した発表機会の提供や団体交流を促進します。	こども政策課

【 現状・課題 】

- 本市の図書館サービスは、令和3年3月27日に開館した「小牧市中央図書館」のほか、多世代交流プラザ内の「えほん図書館」、3か所の市民センターの「図書室」により、市域全体にサービス提供を行っています。
- 市民が図書館に求める機能やサービスは、時代とともに変化してきています。そのため「中央図書館」は、これまでの貸出中心の図書館から、多くの市民が望む居心地の良い滞在型の図書館への転換を図りました。
- 「中央図書館」の建設に合わせ、図書館運営のICT化を進め、ICタグによる蔵書の管理、自動貸出機や自動返却機等の機器の導入、Wi-Fi環境の整備、タブレット端末や電子書籍の貸出しなど、利用者の利便性向上を図りました。
- 近年、本市の図書館資料の「貸出利用者数」「貸出点数」はいずれも減少傾向が続いていましたが、新たに開館した「中央図書館」に多くの利用者が訪れ、それに伴い「貸出利用者数」「貸出点数」が増加しています。この傾向を維持するため、引き続き来館者や貸出利用者数を増やす取組が必要です。
- 「中央図書館」には、1階にイベントスペース、4階に多目的室があり、多くの市民が参加できるイベントの開催や市民活動の場などとして活発に活用していく必要があります。



中央図書館のイベントスペース



SDGsに関する展示コーナー

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
図書館資料の充実	幼児から高齢者まで、また、障がい者、外国人など、すべての市民に対応できる多種多様な資料を整備します。また、 信長文庫や象山文庫などの郷土資料のデジタル化や貴重な資料の保存に努めます。	図書館
レファレンスサービスの充実	市民の日常生活や趣味、仕事に関する様々な課題を解決するため、 資料や調べものに役立つデータベースなどにより適切な情報の提供を行います。また、メールによるレファレンスを実施します。	図書館
展示、企画コーナーの充実	市民の日常生活や教養、時事に関するテーマで図書を紹介します。また、 令和3年度に本市が「SDGs未来都市」として国から選定されたことに合わせ、SDGsに関する各分野の資料を紹介します。	図書館
イベントの充実	図書館主催の事業に加え、市民活動団体等との連携により、多くの市民が参加できる イベントの充実を図ります。	図書館
障がい者サービスの 実施	様々な障がいのある市民が図書館資料を利用できるように、 障がい者サービスの実施に取り組みます。	図書館
図書館・各図書室等の連携	各施設の役割に応じて、適切な図書館サービスを提供できるよう、バックアップ体制やネットワークの強化に努めます。	図書館
電子図書館の充実	図書館に来館しなくても、読書を楽しんでいただくためにホームページ上に「こまき電子図書館」を中央図書館の開館と同時に開設しました。貸出等利用状況を見ながら資料の充実を図ります。	図書館



中央図書館

施策24 生涯学習活動を支える体制の整備

【現状・課題】

- 市民の生涯学習活動の支援にあたって、本市では生涯学習推進の拠点として、小牧市公民館に「こまなびサロン」を設置しています。「こまなびサロン」には生涯学習相談員や公民館主事を配置し、相談や情報発信などを行って生涯学習の総合的な窓口の役割を担っています。また、生涯学習情報ガイド「こまなび」を年2回、全戸配布し、生涯学習情報の発信に努めています。
- こまなびサロンや各市民センターにおいては、市民講座やサークル活動を主とする学習支援にとどまらず、学習活動の成果を生かしたいと考えている市民に対しての生涯学習活動のコーディネートを行っていく必要があります。
- 様々な技術革新の中で情報ツールも多様化し、近年では、情報の発信やコミュニケーションのツールとして、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等が普及しています。SNSを活用した広報や交流の場の導入にあたっては、関係者への啓発や必要な環境の整備が必要となっています。
- 本市は、生涯学習の推進・振興について審議するため、社会教育委員で構成する「生涯学習審議会」を設置しています。定期的に行われる審議会での議論を踏まえ、生涯学習活動をさらに促進させる必要があります。



生涯学習情報ガイド「こまなび」

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
生涯学習情報誌の充実	生涯学習情報ガイド「こまなび」について、講座等の情報だけでなく、生涯学習サークル活動紹介や、地元大学の公開講座の内容等を盛り込むことで、情報誌の価値を高め、多様な生涯学習情報を発信します。	文化・スポーツ課
生涯学習相談員の充実	市民一人ひとりの学習支援をはじめ、生涯学習活動の成果を生かしたい市民の熱意を、必要とする機会へと橋渡しを行うコーディネート業務を担う「生涯学習相談員」の充実を図ります。	文化・スポーツ課
S N S を活用した生涯学習情報の提供	時代に対応したツールを活用し、多様な世代を対象に、施設や団体の活動情報など、最新の生涯学習情報の発信に努めます。	文化・スポーツ課 味岡・東部・北里市民センター
生涯学習審議会の開催	生涯学習審議会を定期的を開催し、生涯学習の推進・振興を図ります。	文化・スポーツ課
こまき市民交流テラス（ワクティブこまき）との連携	市民活動の育成支援に加え、ボランティア活動、地域活動や生涯学習活動など多様な活動の連携・情報提供などを行う多機能型施設としてオープンしたワクティブこまきをハブとして、生涯学習をきっかけに、地域活動などへつながる取組を推進します。	文化・スポーツ課 味岡・東部・北里市民センター



こまなびサロン

基本目標 6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開



施策25 誰もが楽しめるスポーツ活動の推進

【現状・課題】

- 国は、平成27年10月に、国のスポーツ政策を総合的に推進することを目的に、スポーツ庁が発足しました。また、平成29年3月に第2期「スポーツ基本計画」を策定し、『スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、すべての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る』ことを基本方針として掲げました。
- 本市では、通常のウォーキングより高い運動効果が得られ、身体への負担も軽いといわれるノルディックウォークを取り入れています。平成25年度から、市民の憩いの場である史跡小牧山をフィールドとしてノルディックウォーク講習会を開催し、誰もが参加できるスポーツとして普及に努めています。
- 地域スポーツ団体（小学校区スポーツ振興会）が中心となり、身近な地域の中で、誰もが参加できるニュースポーツを体験し普及させるため、地域スポーツ教室を開催しています。しかし、地域によって活動の内容や活発さに格差が生じていることが課題となっています。



ノルディックウォーク

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
ノルディックウォーク講習会の開催	体力づくり・健康維持に有効なノルディックウォーク（2本のポールを用いたウォーキング）の浸透を図り、誰でも気軽に楽しめるスポーツ活動の機会を提供します。	文化・スポーツ課
地域スポーツ教室の開催	身近な小学校の体育施設等を利用して、各スポーツ振興会によるスポーツ教室を実施し、地域住民の健康と体力の増進を図りながら、校区住民の親睦交流と明るいコミュニティづくりを行います。	文化・スポーツ課
シルバースポーツ大学の開催	高齢者の体力維持と健康増進を図るため、高齢者がスポーツに関する知識を取得する機会やより多くのスポーツに親しむ機会を提供します。	文化・スポーツ課
市民スポーツ大会の開催	多くの市民にスポーツ大会に参加する機会を提供し、市民の体力向上と健康増進を図ります。	文化・スポーツ課



シティマラソン

【 現状・課題 】

- 近年、こどもの体力や運動能力の全体的な低下が見られるとともに、体力が高いこどもと低いこどもの格差の増大等が問題となっています。こどものスポーツ活動は、体力の基礎を培うことのほか、コミュニケーション能力や規範意識の育成などの人格形成にも寄与するものであり、積極的に推進していく必要があります。
- 本市では小牧市スポーツ協会が、加盟競技団体の主管のもと、小中学生を対象に幅広くスポーツに親しむ環境を提供するため、各種目のスポーツ教室としてジュニア育成活動を実施しています。また、「小牧市公認スポーツ指導員」制度により、学校運動部活動に対して民間指導者を派遣しています。
- こどもたちにとって望ましい休日の部活動の環境を整備していく必要があります。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
親子ふれあい体操教室の開催	親と子または友達同士とのふれあいのなかで、親は遊ばせ上手に、子は遊びを通じて生きる力を育て、社会への適応力を養う機会を提供します。	文化・スポーツ課
親子スポーツ教室の開催	親と子がふれあってスポーツを行うことで、子の基礎体力や、リズム感、協調性、集中力を培うとともに、親の健康づくりの機会を提供します。	多世代交流プラザ
小中学生対象のスポーツ教室の開催	小中学生が幅広くスポーツに親しむため、スポーツ協会の加盟競技団体の主管のもと、各種目のスポーツ教室を実施します。	文化・スポーツ課
地域指導者による学校運動部活動の指導	学校からの申請に応じて、市内の小学校、中学校の運動部活動に、それぞれの種目に精通した民間指導者を派遣することにより、児童生徒に対してよりきめ細やかな指導ができる体制を整え、地域連携型部活動の一層の活性化を図ります。	文化・スポーツ課
ジュニアクラブの設置及び活動支援	小学校区ごとにジュニアクラブを設置し、小学生児童がスポーツに親しむ機会を提供します。	文化・スポーツ課
地域部活動の導入	休日の部活動を地域部活動として、地域の多様な指導者の活用を図るとともに、こどもたちの休日の運動機会を確保するため、地域部活動の導入について検討を進めます。	学校教育課 文化・スポーツ課

【 現状・課題 】

○競技スポーツは、人間の可能性の極限を追求するという側面があり、その優れた成果は、観戦する人々に、夢と感動を与えるとともに、スポーツへの関心を高め、スポーツの振興や活力ある健全な社会の形成にも貢献するものといえます。

○東京オリンピック・パラリンピックの開催によって、日本中でスポーツ振興の気運が高まっています。また、愛知県・名古屋市では、2026年アジア競技大会の開催が決定し、本市のパークアリーナ小牧での試合も予定されています。

○本市は、充実した屋内型の複合施設である「パークアリーナ小牧」を有しています。この財産を有効に活用し、市民にスポーツを観戦する機会を提供するため、ワールドカップ女子バレーボール、Vプレミアリーグ、B.LEAGUEなどを定期的に誘致しています。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
パークアリーナ小牧を活用した大会等の誘致	バレーボールとバスケットボールを中心に、国際大会及び日本トップリーグなどの競技を誘致することで、多くの市民に国内トップレベルの競技を観戦する機会を提供します。	文化・スポーツ課
アジア競技大会に向けた気運の醸成	2026年に愛知県で開催が決定したアジア競技大会の気運を醸成します。また、パークアリーナ小牧で予定されているバレーボール競技の実施に向けて、必要な体制の整備を図ります。	文化・スポーツ課



Vプレミアリーグ

【 現状・課題 】

- 本市では、各小学校区に地域スポーツ団体（小学校区スポーツ振興会など）を設置し、身近な地域で市民がスポーツ活動に取り組める環境づくりを進めています。
- 市内のスポーツ施設の中には、老朽化が進み、大規模改修や補修等が必要な施設も見られます。「公共ファシリティマネジメント基本方針」「公共施設適正配置計画」「公共施設長寿命化計画」等の各種計画に基づき、計画的な維持・改修等を行っていく必要があります。
- 公共施設を利用しやすくするため、各施設をネットワークで結んだ施設予約システムを管理・運営しています。予約・使用料の支払いはどの施設からでもでき、自宅から施設の空き状況が確認できるようになっています。
- 学校運動部活動の民間指導者などに対して、公認スポーツ指導員養成講座を開催していますが、受講者数を伸ばし運動技術指導に必要な知識を保有するスポーツ指導者を増やすため、さらなる参加の促進が必要となっています。
- 本市では、昭和62年に財団法人小牧市体育協会（現在は公益財団法人小牧市スポーツ協会）が設立され、市民の発意や要望に密着したスポーツの振興と市民総スポーツを目指した生涯スポーツの伸展に努めるとともに、ジュニア育成事業をはじめとする選手強化や競技力の向上に積極的に取り組んでいます。



温水プール



パークアリーナ小牧

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
スポーツ情報の提供	「スポーツ推進委員だより」や「 スポーツ協会 だより」の発行や、ホームページなどを通じ、市民にスポーツに関する情報を提供します。	文化・スポーツ課
ニュースポーツ等の普及促進	スポーツ推進委員の活動を支援し、スポーツ人口の拡大、組織の充実・強化を図ることを目的としたニュースポーツ等の活動の浸透を促進します。	文化・スポーツ課
スポーツ指導者の養成	公認スポーツ指導員、スポーツ推進委員をはじめ、すでに職域・地域などで活躍中のスポーツ指導者・スポーツリーダーの資質向上を図るため、大学の教授などを招きスポーツ指導者に必要な知識習得を目的とした講座を開催します。また、質の高いスポーツ指導者を学校運動部活動等へ派遣することにより、一層スポーツ環境を充実させます。	文化・スポーツ課
クラブマネージャーの養成	地域スポーツ団体が実施している総合型地域スポーツクラブの運営等について、スポーツ推進委員及び地域スポーツ団体の役員を対象にクラブマネージャー養成講座を開催し、クラブ運営マネジメントなどのノウハウを習得することで、地域に即した総合型地域スポーツクラブを充実していきます。	文化・スポーツ課
スポーツ施設の環境整備	利用者が市内のスポーツ施設を良好かつ安全に利用できるよう、スポーツ施設の適切な維持改善、計画的な改修を行います。	文化・スポーツ課
新施設予約システムの導入（再掲）	キャッシュレス決済やインターネット予約等に対応した新施設予約システムを導入し、利用者の利便性向上を図ります。	文化・スポーツ課
スポーツ施設の適切な管理・運営	スポーツ施設の管理を指定管理者に委託し、効率的・効果的な管理・運営に努めます。	文化・スポーツ課
小牧市 スポーツ協会 の支援	スポーツ協会 が、地域に密着した健全なスポーツの普及や、生涯スポーツの伸展のための様々な事業が実施できるよう支援します。また、 スポーツ協会 に加盟する競技団体の活用を図り、ジュニア育成事業の一層の活性化を図ります。	文化・スポーツ課

基本目標 7 市民がとらにつくる文化・芸術の振興

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



施策29 文化・芸術の鑑賞機会の充実

【現状・課題】

- わが国の文化振興は、「文化芸術振興基本法」に基づき策定される「文化芸術の振興に関する基本的な方針」により推進されています。平成27年5月に策定された第4次基本方針では、こどもや若者を対象とした文化芸術振興や、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開などが重点戦略として位置づけられています。
- 平成26年度に実施した市民アンケートによると、1年間に文化芸術を直接鑑賞している市民は73.0%となっています。市内の文化芸術の鑑賞については、「近くで鑑賞できる機会が少ない」「魅力ある公演や催し物が少ない」「時間的余裕がない」などの問題点をあげる割合が高くなっています。
- 市民ニーズや社会情勢等を踏まえ、より身近な鑑賞機会のきっかけづくりの提供とプログラムの魅力向上や参加しやすい工夫、こども向け事業の充実、高齢社会の進展に対応した鑑賞機会の提供等を行っていく必要があります。



音楽鑑賞講座

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
自主文化事業の実施	音楽、演劇、舞踊・バレエ、落語・漫才、古典芸能、映画等の鑑賞事業を開催します。公演内容・時間や場所等について工夫をし、より多くの人へ鑑賞機会の提供に努めます。また、ワークショップなどを同時開催し、内容をより深く理解する工夫を行います。	文化・スポーツ課
こどもを対象とした鑑賞事業の実施	こども向けの演劇公演、乳幼児向けのコンサートなど、こどもを対象とした鑑賞事業の開催に加えて、展示事業等におけるこども向けワークシートの作成、古典芸能をわかりやすく解説した公演など、こどもを想定した工夫を行います。	文化・スポーツ課
身近で良質な鑑賞機会の充実	市内の文化団体が、福祉施設や市民センター・地区公民館など身近な場所で、高齢者等を対象に鑑賞する機会を提供できるように、地域と実演者のコーディネートを行います。	文化・スポーツ課
鑑賞講座の開催	ワークショップなどの体験を通じた美術鑑賞講座、生演奏とレクチャーによる音楽鑑賞講座をはじめ、多様な分野を学ぶ機会をつくれます。	文化・スポーツ課
メナード美術館との共催・連携事業の実施	メナード美術館との連携事業として企画展を開催します。また共催事業として、招待・割引券を配布するなど、より多くの市民に鑑賞の機会を提供し、美術文化の振興を図ります。	文化・スポーツ課
薪能の開催	小牧山史跡公園に設置された特設舞台にて、季節の虫の音と中秋の名月に演出される薪能を開催します。	文化・スポーツ課
アウトリーチ事業の実施	ダンサー、ミュージシャン、落語家など、プロのアーティストが学校へ赴きワークショップ等を実施し、芸術的な表現やコミュニケーションに触れることで、こどもたちの創造力や表現力、コミュニケーション能力を育み、文化・芸術を地域に広く普及させます。	文化・スポーツ課



メナード美術館連携事業（ワークショップ）



幼稚園・保育園音楽鑑賞事業

【現状・課題】

- 市の文化活動の中心的な役割を担う「小牧市文化協会」による総合文化祭等の開催や、「ポルタメント小牧」「アートフレンド小牧」等による自主企画事業など、様々な文化芸術団体が活発に活動しています。このほか、市民センターや公民館などの地域で活動するサークル等も多数あります。
- 平成26年度に実施したアートフレンド会員・文化団体へのアンケート調査結果によると、専門的・継続的な職員による支援体制や、事業の企画段階からの市民参画を求める意見が多くあげられています。
- 市民が文化芸術活動に参加する機会として、市民講座、市民美術展、市民音楽祭などの学習や発表の機会づくりを行っています。また、文化芸術活動の一層の充実を図るため、市民が芸術家や専門家から直接、指導や助言を受ける機会を提供しています。一方で、指導者の高齢化が進んでいるため、将来にわたって各事業が実施できるように、講座内容を含めて検討していく必要があります。
- 本市には、美術やデザイン等のコースを有する「名古屋造形大学」や人文学部を有する「愛知文教大学」が立地しています。また、平成20年1月に、小牧市・小牧商工会議所・愛知文教大学・中部大学・名古屋経済大学・名古屋芸術大学・名古屋造形芸術大学（現名古屋造形大学）が産学官連携協定を締結しています。



ジュニア育成文化活動

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
学校や地域における児童生徒の活動促進	小中学校において、文化協会加盟団体会員等と連携し、書道や俳句、美術、邦楽等の体験指導を行います。また本格的に活動したい児童生徒を対象に、美術クラブ、演劇クラブなどを運営します。	学校教育課 文化・スポーツ課
音楽指導事業の実施	市内の小中学校・高等学校の吹奏楽・金管バンドの技術指導や専門的な助言をするため、中部フィルハーモニー交響楽団から専門家を派遣します。	文化・スポーツ課
市民講座、文化教養講座等の実施	大学等の機関と連携し、市民の知識・教養及び技能の習得や趣味を広め、ゆとりある生活と市民相互のつながりを深めるため、文化教養講座や企画展等を開催します。	文化・スポーツ課
文化団体の連携、公益事業に関する支援	市内の文化団体の連携を促進するため、新たな連携を進める文化団体の活動に対する期限付きの助成、公益的な市民企画に対する後援や助成を行います。	文化・スポーツ課



夏休みこども文化体験教室

施策31 市民の創作活動への支援

【 現状・課題 】

- 平成26年度に実施した市民アンケートによると、1年間に創作・練習などの文化活動をしている市民は22.4%となっています。参加している創作活動の種類は「音楽」「美術」「生活文化」の順で割合が高く、主に文化活動に参加している市民が多いことがわかります。
- 創作活動に参加するための問題点としては、「時間的余裕がない」「活動するための情報が少ない」「近くでできる機会や場所が少ない」などがあげられており、また、文化団体は「メンバーを増やしたい」「社会貢献やボランティア活動を充実させたい」などの意向を持っています。
- 市民の創作活動を支えていくためには、活動をはじめのきっかけづくり、文化団体の連携や公益活動に関する支援、市民への情報提供や相談機能の充実などに取り組む必要があります。
- 本市を活動拠点とする中部フィルハーモニー交響楽団の活動を支援し、活動基盤の充実を図ることが求められています。



市民音楽祭



市民美術展アートイベント

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
市民美術展の開催	市民に芸術にふれあう機会を提供するとともに、市内で活動している美術愛好家の底辺の拡大と質の向上を目指して、日本画、洋画、彫塑工芸、書道、写真等の作品を募集し、審査・表彰します。	文化・スポーツ課
舞台芸術祭の開催支援	舞台芸術文化の定着を図るため、市内で活動する団体の発表を支援します。	文化・スポーツ課
市民音楽祭の開催	音楽文化の定着を図るため、市民や市民団体が発表をする機会を提供します。	文化・スポーツ課
サンデーコンサートの開催	日曜日の午後のひとときに気軽に音楽に親しむ「サンデーコンサート」を開催します。ポルタメント小牧会員を中心に他の文化団体との共演や市民が楽しめる企画を実施します。	文化・スポーツ課
中部フィルハーモニー交響楽団の活動支援	事務所スペースの提供などの運営支援、市主催事業での効果的な活用のほか、親子向けオーケストラコンサートや地域でのコンサート等の演奏会も共催事業として支援します。	文化・スポーツ課
吹奏楽フェスティバルの開催	市内中学校・高等学校の吹奏楽部と市民バンドの交流ならびに演奏技術の向上を図るとともに、市民の音楽への関心を高めることを目的として、「吹奏楽フェスティバル」を開催します。	文化・スポーツ課
全国・世界大会出場に関する支援	市民や市内の文化団体等が全国・世界大会へ出場する際の費用の一部を支給します。	文化・スポーツ課



サンデーコンサート

施策32 文化振興を支える体制の整備

【 現状・課題 】

- 芸術・文化については、活動内容や市民ニーズが多様化、高度化しています。
芸術・文化活動の総合的な推進にあたっては、高い専門性を有し、柔軟・弾力的に活動できる体制が求められています。
- 行政主体による文化振興は、文化事業に精通した専門職員の不足や市民が関心を持つ事業の実施、特色のある事業展開を行う難しさなどが指摘されており、市内の文化活動をより充実発展させていく役割を担う組織として、文化財団などの支援が必要となっています。
- 文化芸術関連施設に関しては、平成24年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が成立し、運営方針の明確化、質の高い事業の実施、専門的人材の養成・確保及び職員の資質向上など、劇場、音楽堂の事業の活性化が求められています。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
文化・芸術施設の環境整備	鑑賞・創作・継承の拠点となる市内の文化施設において、利用者の声などを参考にしながら、施設や機能、利便性の向上に努めます。また、文化関連施設の建て替えや改修に合わせ、設備や機能の充実を検討します。	文化・スポーツ課
文化財団の支援	文化財団が、文化振興の推進、文化芸術の普及のため、質が高く柔軟な事業企画や、効率的・効果的な運営ができるよう支援を行います。	文化・スポーツ課



小牧市市民会館

基本目標 8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承



施策33 文化財の保護

【現状・課題】

- 文化財は、歴史や文化、先祖の暮らしなどを今に伝える貴重な遺産です。文化財の範囲は幅広く、種類や保存方法等も様々ですが、市民がその価値をしっかりと認識し、適切な方法で継承していくことが大切です。
- 本市では、豊かな歴史や伝統を背景に、様々な国、県、市指定の文化財を有しています。このほか、田縣神社、間々観音など特色のある寺社が立地しています。
- 本市では、小牧市文化財保護条例に基づき教育委員会に「小牧市文化財保護審議会」を設置し、小牧市の文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議を行っています。
- 文化財の保護や伝承活動については、所有者や保存会の負担は重く、適切な維持管理が難しくなっているケースもあります。

【具体的な取組】

取組	内容	担当課
文化財の指定・保護	新たに保護すべき文化財や散逸、廃棄の恐れのある古文書等を見出す調査を行い、指定・保護を進めます。	文化財課
埋蔵文化財の調査・記録保存	埋蔵文化財の貴重な情報を得るため、周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発がある場合は、適正な調査・記録保存を行います。	文化財課
文化財の修理等への必要な助成	市指定文化財所有者等が抱える、維持管理や修理等、管理上の課題の把握に努め、文化財の修理・復元・伝承活動等に必要な助成を行います。	文化財課



釈迦涅槃図（部分・正眼寺蔵）



田縣神社豊年祭の御輿行列（お練り）

施策34 歴史・文化財・生活文化についての啓発・活用

【 現状・課題 】

- 本市では、歴史・文化財等に関する市民向けの各種講座を開催することにより、市民の歴史に関する興味・関心を高める取組を進めています。
- 古文書講座や歴史講座の受講者は高齢者が多く、また受講者が固定化されている傾向がみられます。**このため、市内の文化財に対する意識啓発を図るよう、若い世代や中高生、小学生、親子を対象にした講座を開催しています。**
- 市民から寄贈された農機具や生活用具等の貴重な民俗資料を多数保管していますが、十分な資料の整理ができていない状況にあります。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
古文書・歴史に関する講座等の開催	古文書や歴史に関する講座、文化財巡り等を開催します。若い世代が興味を持てるよう、内容の充実に努めます。	文化財課
文化財啓発イベントの開催	小中学生を対象に、小牧の歴史や文化をテーマとした検定や講座を行ったりする等、郷土への誇りや愛着を高めます。	文化財課
民俗資料の整理・活用	収集した民俗資料の整理を行います。また、企画展示の開催等、民俗資料の活用方法について検討します。	文化財課
文化財の紹介	文化財の価値を知り、理解を深めるため、文化財関連書籍や文化財マップ等の作成・配布、市ホームページへの掲載、現地に案内看板の設置を行います。	文化財課 小牧山課



寄贈を受けた民俗資料



文化財パンフレット

【 現状・課題 】

- 小牧山は中心市街地の西に位置する国指定史跡で、市民からはお花見やハイキングなどの憩いの場として親しまれています。また、戦国時代に織田信長が居城（小牧山城）を築いたことや、小牧・長久手の戦いの主陣地となるなど、歴史的にも価値がある場所となっています。
- 令和2年3月に、史跡小牧山の保存管理・活用・整備・運営体制の整備に関する最上位計画となる「史跡小牧山保存活用計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、貴重な歴史遺産である史跡小牧山の整備・活用を行うとともに、史跡小牧山に関わる既存の各計画を見直す必要があります。
- 市では史跡小牧山主郭地区等で発掘調査を行っています。その結果、織田信長が築いた石垣の状況など、小牧山城の姿が明らかになりつつあり、「近世城郭のルーツ」として、歴史的価値がさらに高まっています。
- 発掘調査の結果は、発掘調査報告書として取りまとめ公開するほか、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）での展示や、市ホームページ、SNS、現地説明会等を通じ、積極的に市内外に発信しています。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
史跡小牧山主郭地区整備基本計画の推進	令和7年度の完成を目指し、史跡小牧山主郭地区のうち、歴史館周辺の石垣復元等の史跡整備工事を進めます。	小牧山課
史跡小牧山の歴史的価値や魅力の啓発	史跡小牧山の歴史的価値や魅力について、小牧山を来訪された方により理解していただけるよう、小牧市歴史館や小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）の展示内容の更新を図ります。また、小牧山城での発掘調査成果を紹介する企画展示等の開催や、小牧・長久手の戦いに関する講座等を行います。	小牧山課 文化財課
関係機関との連携	小牧市観光協会や織田信長、小牧・長久手の戦いにゆかりのある他市町等、関係機関と連携を行い、各種イベントの開催等を通じて、史跡小牧山への興味や関心をより深める取組を行います。	文化財課 小牧山課

【 現状・課題 】

- こどもたちが身近な地域の歴史や文化、自然などにふれ、学ぶことは、小牧市に誇りや愛着を持つことにつながります。このため、市民が小牧市への愛着・誇りを高めることができるよう、“小牧山”と“子育てしやすいまち”の2つを軸としたシティプロモーションを推進しています。
- 各学校では、それぞれ総合的な学習の時間等を活用し、地域と連携したふるさと学習を推進しています。また、市内の小中学校の社会科教諭を中心に構成された「小牧市文化財資料研究員会」に企画・運営を委託し、こども向けの文化財啓発イベント等の事業を実施しています。
- 歴史等に関するイベントは、その参加者の多くが高齢者となっているため、若い世代にも興味・関心を持ってもらえるような、こども向けイベント等の企画・実施を進めていく必要があります。

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
郷土教育・ふるさと教育の推進	総合的な学習の時間等を活用し、地域の歴史や特徴等に関する学習を行います。また、地域人材を外部講師として招くなど、地域と密接につながった授業の展開を行います。さらに、地域の特色ある職業を体験し学ぶ職業人体験学習を実施します。	学校教育課
文化財啓発イベントの開催（再掲）	小中学生を対象に、小牧の歴史や文化をテーマとした検定や講座を行ったりする等、郷土への誇りや愛着を高めます。	文化財課



こまき検定

【 現状・課題 】

- 地域の歴史・文化に根ざした祭りや民俗芸能などは、人々の手によって守り伝えられてきたものであり、次世代への継承にあたっては、伝承者の確保が欠かせません。しかし、全国的にも担い手の高齢化等によって、存続の危機や規模縮小を余儀なくされる例が見られます。本市においても全国の動向と同様に、担い手の不足が課題となっています。
- 愛知県指定天然記念物である「大草のマメナシ自生地」において、自然環境に関心を持つ個人、研究者、大学、民間団体等が、それぞれ保護活動に取り組んでいます。しかしながら、活動情報や調査成果の共有が図られていないといった課題があります。
- 大学などの専門機関の技術やノウハウを活用して、古文書や歴史に関する講座を開催することにより、文化財の持つ価値を啓発するとともに、市内に残る古文書の調査や市民から寄贈を受けた民俗資料の整理を行い、保護し後世に伝えていく必要があります。
- 本市の歴史・文化の保護・継承活動にあたって、歴史ガイドボランティアが解説等の活動をしています。今後も、連携しながら郷土の歴史を市民に伝える活動を進めていく必要があります。



マメナシの花

【 具体的な取組 】

取組	内容	担当課
地域の伝統文化・伝統芸能の継承・保存	伝統文化・伝統芸能の担い手の増加に向けて、市ホームページやパンフレット、書籍等で地域の伝統文化・伝統芸能をPRしていきます。また、指定文化財の保存・継承・公開事業を支援します。	文化財課
「大草のマメナシ自生地」の保護	令和3年3月に策定した『愛知県指定天然記念物「大草のマメナシ自生地」保存活用計画書』に基づき保護に努めるとともに、保護活動に取り組んでいる関係者間で情報を共有するための仕組みを検討していきます。	文化財課
古文書・歴史に関する講座等の開催（再掲）	古文書や歴史に関する講座、文化財巡り等を開催します。若い世代が興味を持てるよう、内容の充実に努めます。	文化財課
古文書の調査や民俗資料の整理の実施	大学など専門機関の技術やノウハウを活用し、古文書の調査や民俗資料の整理を行います。また、古文書についてはデジタルデータ化するなど、後世に伝える方策を検討します。	文化財課
歴史ガイドボランティアと連携した展示資料・文化財等の解説	小牧山城史跡情報館(れきしるこまき)や歴史館、各種イベントなどにおいて、歴史ガイドボランティアによる展示資料や文化財等の解説を行います。	文化財課

第 3 章

計画の推進体制

1 計画推進にあたっての体制

(1) 計画の周知と各種情報の収集・発信

計画の着実な推進を図るため、教育大綱に掲げた基本理念や基本目標などが教育関係者や保護者をはじめ市民に幅広く理解されるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

また、本計画に位置づけた各種施策の実施にあたっては、市民や関係機関・各種団体との協働による取組が必要であるため、学校教育・社会教育に関する各種施策について、迅速かつ的確な情報の収集を行い、市民意見やニーズの把握と施策や事業への反映に努めます。

(2) 関係機関等との協働による推進体制

本計画に位置づけた施策・取組を総合的に推進していくため、教育委員会内での情報共有を図るとともに、関連する市役所内関係各課との緊密な連携を図ります。

また、教育委員会が総合的な調整を図りながら、家庭・地域・学校の役割を明確にするとともに、教育関係機関、各種団体、ボランティア・NPOなど、各分野における多様な主体との協働により、地域全体で教育に取り組む環境づくりを進め、計画を推進します。

(3) 変化する社会情勢や新たな課題等への対応

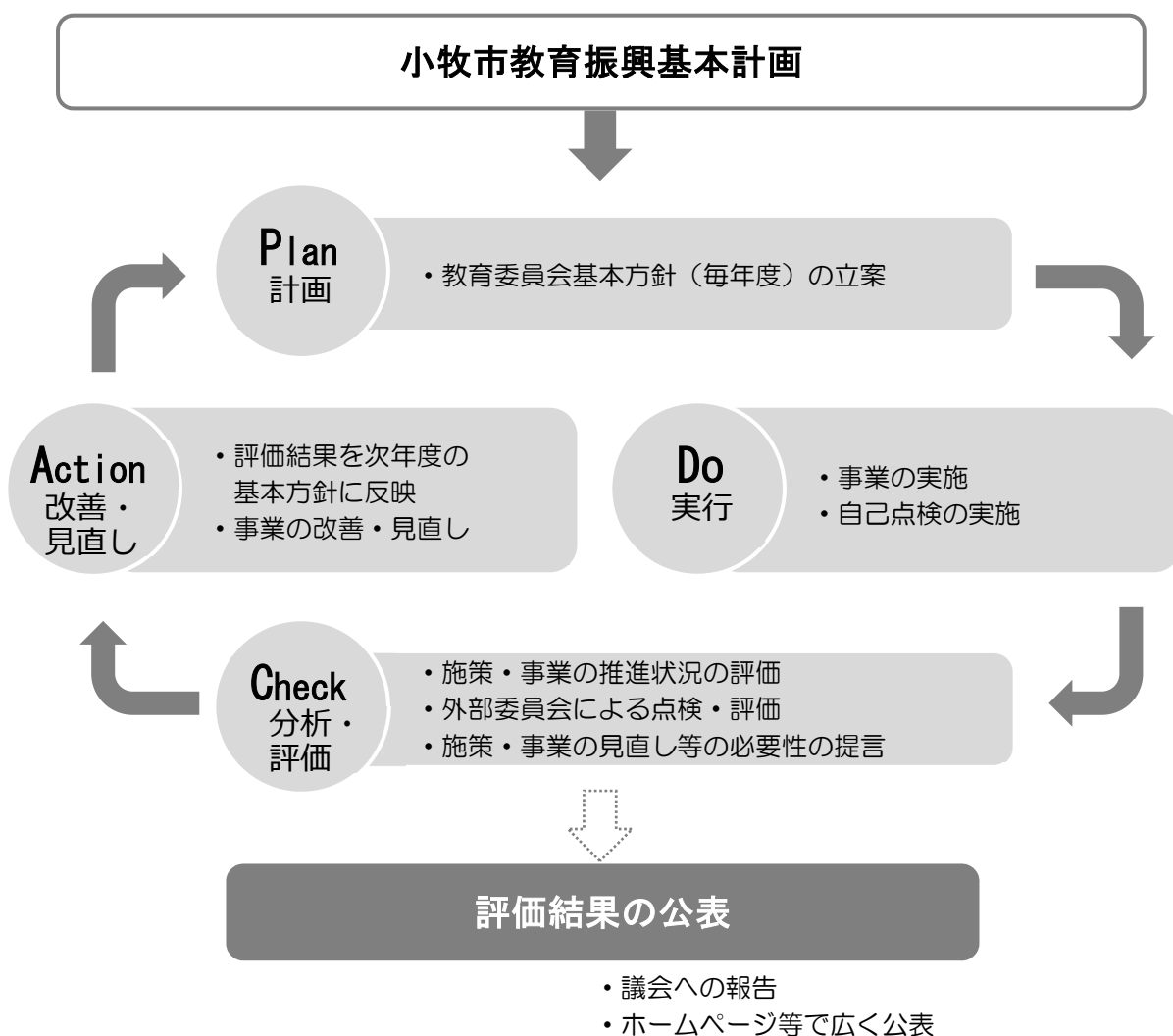
急速に変化する社会情勢により、教育において対応すべき課題もめまぐるしく変化しています。このため、計画期間中においても、必要に応じて適宜新たな課題に適切に対応できるよう、施策・取組の検討を進め、迅速な対応を図ります。

2 計画の評価・検証体制

(1) PDCAサイクルによる推進

本計画の施策・事業は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき毎年度実施している、「教育に関する事務執行状況の点検・評価」により実施状況を点検・評価していきます。

毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理して自己評価を行い、その結果を教育委員会事務局が取りまとめ、外部委員会において推進状況の確認・評価を行います。そしてその結果を議会に報告し、広く市民や保護者等に公表するとともに、必要に応じて改善を図り、次年度以降の施策・事業の展開に反映させながら、より良い教育行政の推進に努めます。



(2) 評価指標の考え方

本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」(計画期間：令和元年度～令和8年度)では、目標にどの程度近づいているのかを客観的に確認するための指標を設定しています。「教育・子育て」「文化・スポーツ」等の、本計画に関連する分野についても複数の指標が設定されているため、これらの指標を合わせて参考とします。

指標は、本計画の施策・取組の総合的な成果を測定するものとして位置づけ、取組の進捗状況と合わせて定期的に確認していくことで、その結果を市政の継続的な改善・向上(スパイラル・アップ)に生かします。

また、指標については、外部委員会を中心に、施策目的に対する取組の状況を評価・分析する中でその有効性を確認し、必要に応じて見直しを行っていきます。

基本目標1 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

指標名	基準値	目指す方向性 (目標値)
タブレットPCを活用した授業はわかりやすいと感じている児童生徒の割合	—	85.0%
外国人生徒の中学卒業後の進学率	84.4%	↗
こどもが学校に元気に通い、学校で楽しく過ごしていると思う保護者の割合	90.8%	↗
学校が楽しいと思うこどもの割合	91.2%	↗
児童の授業理解度(県平均との差)	+1.3%	↗
生徒の授業理解度(県平均との差)	±0.0%	↗
ゲストティーチャーによる活動回数	100回	↗
語学相談員ひとりあたりの児童生徒数	50.7人	↘

基本目標 2 認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成

指標名	基準値	目指す方向性 (目標値)
不登校児童生徒のうち、登校できるようになった者及び 良い変化があった者の割合	46.6%	↗
図書館が開催する講座、行事などへの参加者数	7,159 人	↗
給食が楽しみと思うこどもの割合	83.7%	↗
朝食を食べている児童生徒の割合	92.2%	↗
残食率	6.9%	↘
食物アレルギーによる事故件数	1 件	↘

基本目標 3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり

指標名	基準値	目指す方向性 (目標値)
I C T を効果的に活用して授業をしている教員の割合	74.9%	↗
タブレット P C などの学習者用コンピュータ 1 台あたりの 児童生徒数	6.6 人	↘
将来の夢や目標を持っているこどもの割合	79.1%	↗
安心して子育てができるまちだと思える保護者の割合	82.6%	↗
小学生児童がいる母親の就業率	74.4%	↗
ひとり親家庭のうち、市の入学支援金により大学などに進 学した割合	29.1%	↗
駒来塾学習支援員・サポーターの登録者数	51 人	↗
合計特殊出生率	1.44	↗
勤務時間外の在校時間が月 80 時間を超過している教職員の 割合	12.7%	↘
学校内での事故件数	18 件	↘
児童生徒の登下校中の交通事故件数	3 件	↘
施設維持管理上の不備による児童生徒の事故件数	0 件	→
トイレの洋式化率	45.0%	↗
特別教室のエアコン設置率	47.0%	↗
通学路の安全対策実施件数	11 件	↗

基本目標 4 家庭・地域・学校との連携による教育の推進

指標名	基準値	目指す方向性 (目標値)
青少年の非行認知件数	809 件	—
放課後児童支援員キャリアアップ研修修了者数	29 人	↗
放課後児童クラブの待機児童数	0 人	→
地域の大人とあいさつをしている中学生の割合	85.9%	↗
中学生の地域活動への参加率	89.0%	↗

基本目標 5 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり

指標名	基準値	目指す方向性 (目標値)
貸出利用者数	197,844 人	↗
貸出密度 (貸出延べ冊数/人口)	6.4 冊	↗
レファレンス処理件数	6,130 件	↗
生涯学習に関する講座の受講者数	7,970 人	10,000 人
生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	28.4%	↗
市民講座受講者数	1,815 人	↗
公民館利用率	46.6%	↗
生涯学習の支援や指導に関わった市民の割合	7.7%	↗
生涯学習に関する相談件数	300 件	↗

基本目標 6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

指標名	基準値	目指す方向性 (目標値)
週 1 回以上適度な運動をしている成人市民の割合	46.1%	65.0%
健康づくりのために、スポーツに取り組む必要があると 考えている成人市民の割合	82.6%	↗
健康づくりに関連した運動教室などへの参加者数	1,232 人	↗
スポーツ教室などへの参加者数	6,600 人	↗
スポーツ指導者登録者数	298 人	↗
指導者を対象とした研修会などへの参加者数	254 人	↗
市が管理するスポーツ施設における維持管理上の不備に よる事故件数	0 件	→
市が管理するスポーツ施設の年間利用者数	988,001 人	↗
パークアリーナ小牧メインアリーナの利用率	78.0%	↗
パークアリーナ小牧サブアリーナの利用率	86.0%	↗
南スポーツセンターグラウンドの利用率	36.0%	↗
2026 年に愛知県でアジア競技大会が開催されることを知 っている市民の割合	21.1%	↗

基本目標 7 市民がとらにつくる文化・芸術の振興

指標名	基準値	目指す方向性 (目標値)
日頃から文化・芸術に親しんでいる市民の割合	50.7%	↗
日頃から文化・芸術に関する創作活動を行っている市民 の割合	15.2%	↗
市民会館での公演などへの参加者数	71,391 人	↗
(一財) こまき市民文化財団などが主催するイベントへ の来場者数	38,903 人	↗
こどもまたは親子で参加する文化体験教室などへの参加 者数	1,649 人	↗
小牧市文化協会加盟団体の団体数	92 団体	↗
支援を行った文化団体が実施する事業への参加者数	30,046 人	↗

基本目標 8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承

指標名	基準値	目指す方向性 (目標値)
小牧の歴史や伝統文化に興味・関心を持っている市民の割合	58.1%	↗
小牧市歴史館及び小牧山城史跡情報館の入館者数	94,961 人	↗
指定文化財の数	44 件	↗

(3) 他計画との関係

「第3次小牧市生涯学習推進計画（計画期間：平成25年度～令和元年度）」
「小牧市スポーツ振興計画（計画期間：平成22年度～令和元年度）」「第2次小牧市文化振興ビジョン（計画期間：平成28年度～令和2年度）」は、それぞれの計画期間満了とともに、本計画に統合されています。

関係する審議会（生涯学習審議会、スポーツ推進審議会、文化財保護審議会、図書館協議会、男女共同参画審議会）に意見を求めながら、本計画の進捗管理体制に基づき施策・事業を推進します。



資料編

（１） 小牧市教育振興基本計画のこれまでの取組状況

現計画の体系に基づき基本目標ごとに、これまでの振り返りとして、平成29年度から令和3年度までの主な取組状況を整理しました。

基本目標１ 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

○「学び合う学び」を支える教員研修の実施（学校教育課）

各小中学校において、教員が学級や授業づくりに活用できる知識や経験を学び合うため、校内授業研修等を実施するとともに、ＯＪＴの充実に努めました。

○コミュニティ・スクールの導入（学校教育課）

平成29年12月に策定した小牧市モデルのコミュニティ・スクール制度方針に基づいて、平成30年度に全小中学校一斉にコミュニティ・スクールを導入し、各学校に学校運営協議会を設置しました。

○小中学校における英語教育の推進（学校教育課）

令和2年度から小学校で新学習指導要領が完全実施されたことに伴い、移行期間の平成30年度から小学校のＡＬＴを1名増員し、令和2年度からはさらに2名増員しました。それにより、児童にとってネイティブ・スピーカーの英語に触れる時間が増え、コミュニケーション能力の素地の醸成につながりました。

○情報活用能力・情報モラルの育成（学校教育ＩＣＴ推進室）

令和元年8月からＩＣＴ機器の操作に対する助言や活用事例の紹介等を行うＩＣＴ支援員が各学校への訪問を開始しました。また、児童生徒1人1台端末の操作支援を行うため、令和2年10月から段階的に訪問回数を増やし、令和3年度は全小中学校で週1回ずつＩＣＴ支援員が訪問しています。

○必要に応じた支援員、介助員の配置（学校教育課）

各小中学校の特別支援学級において、担任のもとで児童生徒の学校生活を補助する支援員として「学校生活サポーター」を平成30年度から配置し、個々の児童生徒の状態に応じた支援の充実に図りました。

○日本語初期教室の実施（学校教育課）

来日直後で日本語指導が必要な児童生徒を対象に、日本語初期教室（にじっこ教室）で日本語や日本の学校生活におけるルールを指導するとともに、母語の個別指導も実施しました。また、児童生徒が集中的に日本語初期教室へ入室した場合の対応策の1つとして、学習チューターの活動場所に日本語初期教室を加え、学習チューターの支援が得られるよう改善を行いました。

基本目標 2 認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成

○小中学生にすすめるブックリストの活用（図書館）

令和元年度には、「読書ノート」を全小学生に、令和2年度には小学1年生、3年生、5年生及び全中学生に配布し、こどもの読書活動の推進を行いました。

○栄養教諭・学校栄養職員等による食育・給食指導（学校給食課）

親子料理教室を開催し、給食での人気メニューをすることにより、料理のプロセスを実体験することで、食べるだけでなく、食材や料理についても関心や理解を深めることができました。

基本目標 3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり

○経済的に困窮している児童生徒の保護者に対する費用の助成・就学援助（学校教育課）

経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などの一部を援助しました。また、国の要綱改正に準じ、臨時休校等に伴うオンライン学習の実施に備えて、オンライン通信費の助成を新設しました。

○児童生徒に対する学習支援の実施（こども政策課）

令和元年度より全中学校区を対象として、市内4地区で「駒来塾」を実施しています。参加する生徒や保護者を対象としたアンケート結果から満足度は高く、徐々に勉強する習慣が身についてきています。また、講師と生徒、生徒同士などの交流により、お互いの成長を育む居場所づくりにもなりました。

○こども夢・チャレンジ事業の展開（こども政策課）

「こども夢・チャレンジNo.1都市」の実現に向けて、自分の夢を実現するための計画を募集し、公開プレゼンテーションによる審査を行い、優秀者に助成金を支給する「夢にチャレンジ助成金支給事業」や海外の大学に3ヶ月以上留学しようとする大学生等に奨学金を支給する「大学生等海外留学奨学金支給事業」など、こどもの夢を育み、夢へのチャレンジを応援する事業を

行いました。

○学校施設の設備改修（教育総務課）

小牧南小学校の老朽化・狭隘化を解消するため、改築工事を行っています。
また、順次、小中学校のトイレの洋式化、特別教室へのエアコン設置を進め、教育環境の改善を図ることができました。

○ＩＣＴ機器の整備・充実（学校教育ＩＣＴ推進室）

国のＧＩＧＡスクール構想の前倒しを踏まえ、本市では、当初は令和５年度までに段階的に児童生徒１人１台端末の整備を進める計画でしたが、令和２年度中に早急に整備を進めました。ＩＣＴ教育のパイオニア校（味岡小、大城小、味岡中、光ヶ丘中）において検証を行いながら、校内通信ネットワーク環境の整備や児童生徒１人１台端末の学習環境を実現することができました。

基本目標４ 家庭・地域・学校との連携による教育の推進

○教育・保育の質の向上（幼児教育・保育課）

第一幼稚園の公開保育や幼年期教育研修会を実施し、互いの立場を理解し合うことで繋がりを持つ機会となり、幼保小中の連携を深めることができました。

○放課後子ども総合プラン（こども政策課）

小牧市の実情に応じた小牧市放課後子ども総合プランの導入に向けて、総合的なあり方の検討を進めました。令和３年度には小牧小学校・光ヶ丘小学校地区においてモデル事業を実施し、評価・検証を行っています。

基本目標５ 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり

○市民講座の実施（文化・スポーツ課、味岡・東部・北里市民センター）

市民自らが講座を企画し運営する「市民企画講座」や各公民館の企画による市民講座について、生涯学習情報ガイド「こまなび」やホームページを活用しＰＲを行いました。また、受講希望者の利便性向上のため、講座申し込みがインターネットでもできるようになりました。

○団体等による自主展示・発表活動への支援

（文化・スポーツ課、味岡・東部・北里市民センター）

各公民館で活動する団体に対し、積極的に声掛けをするとともに、ホームページ等で作品展示の様子を広く発信するなど、日ごろの活動の成果を発表するための機会として活用を促しました。

○新図書館の建設（図書館）

令和3年3月27日に小牧市中央図書館を開館しました。

○生涯学習情報誌の充実（文化・スポーツ課）

文化、芸術に関する情報誌「こまぶん」と市民講座やサークル活動などの学びに関する生涯学習情報誌「こまなび」を発行するとともに、「こまきの郷土料理」について動画配信し、コロナ禍においても情報発信及び学習機会を提供することができました。

基本目標 6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

○パークアリーナ小牧を活用した大会等の誘致（文化・スポーツ課）

パークアリーナ小牧を活用し、プロスポーツの試合や、全国高等学校総合体育大会を開催し、市民のスポーツへの関心を促進する機会を提供することができました。

○スポーツ情報の提供（文化・スポーツ課）

市内スポーツ施設の概要をまとめたパンフレットを作成するとともに、各種イベントの申込みがホームページのフォームからできる機能を有した、より利便性の高いホームページを作成しました。

基本目標 7 市民がとらにつくる文化・芸術の振興

○身近で良質な鑑賞機会の充実（文化・スポーツ課）

「Love&Live/バリアフリーコンサート」や名古屋芸術大学と連携して「こまぶんフェスタ」を開催し、広く市民に良質な鑑賞機会を提供することができました。

○中部フィルハーモニー交響楽団の活動支援（文化・スポーツ課）

中部フィルハーモニー交響楽団に対する支援を行うとともに、市内小中学校への「オーケストラ鑑賞事業」、市内吹奏楽部への「音楽指導事業」及び地域での「ふれあいコンサート」などの事業を連携して実施しました。

○文化財団の活動支援（文化・スポーツ課）

こまき市民文化財団に対して、人件費や事務費、事業費の補助及び文化事業の委託を行い、様々な芸術文化に親しむことができる機会を創出することができました。

基本目標 8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承

○文化財の指定・保護（文化財課）

令和2年度に、文化財保護審議会で審議を行い、大草のマメナシ自生地保存活用計画を策定しました。

○文化財の案内機能の充実（文化財課）

文化財のPRや活用を進めるため、市内の文化財に説明板を設置するなど、周辺環境の整備を進めました。

○主郭地区整備基本計画の推進（小牧山課）

史跡小牧山主郭地区の発掘調査を進めた結果、石垣などの遺構を発見することができ、整備のための情報を得ることができました。また、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）を開館することで、市内外の多くの方に小牧山城の歴史的価値について、情報発信することができました。

（２） 中間見直し時策定の経過

小牧市教育振興基本計画

年月	実施事項
令和３年６月２８日	第１回小牧市教育振興基本計画推進会議
令和３年９月３０日	第１回小牧市教育振興基本計画調査検討委員会
令和３年１１月１９日	第２回小牧市教育振興基本計画推進会議
令和３年１１月２２日	小牧市総合教育会議
令和４年 １月●日～１月●日	パブリックコメントの実施
令和４年 ２月●日	第２回小牧市教育振興基本計画調査検討委員会
令和４年 ２月●日	第３回小牧市教育振興基本計画推進会議

小牧市総合教育会議名簿

役 職	氏 名
小牧市長	山下 史守朗
教育長	中川 宣芳
教育委員	山田 周司
教育委員	伊藤 和子
教育委員	加藤 由美
教育委員	河内 光

（３）検討組織

①小牧市教育振興基本計画推進会議

小牧市教育振興基本計画推進会議設置要綱

平成３０年３月１日
２９小教総第１７０２号

（設置）

第１条 小牧市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の推進を図るため、小牧市教育振興基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１）基本計画に基づいて行う施策等の調査研究に関すること。
- （２）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条第１項の規定に基づき小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事務の管理並びに執行の状況についての点検及び評価に関すること。
- （３）基本計画の見直しに関すること。
- （４）その他基本計画の推進に関すること。

（組織）

第３条 推進会議は、委員９人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （１）学識経験者
- （２）他の附属機関の委員
- （３）小牧市校長会関係者
- （４）小牧市ＰＴＡ連絡協議会関係者
- （５）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条 推進会議の委員（以下「推進会議委員」という。）の任期は、１年とする。ただし、補欠の推進会議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（議長）

第５条 推進会議に議長を置き、推進会議委員の互選によりこれを定める。

２ 議長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

３ 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した推進会議委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条 推進会議の会議は、教育長が招集する。

２ 推進会議は、推進会議委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(評価委員会)

第7条 第2条第2号に掲げる事項を審議するため、推進会議に評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員（以下「委員会委員」という。）は、推進会議委員（第3条第3号に掲げる者を除く。）をもって充てる。

3 委員会に委員長を置き、委員会委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

5 委員長は、第1項に規定する審議の終了後、速やかにその結果を推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(小牧市教育ビジョン推進会議設置要綱の廃止)

2 小牧市教育ビジョン推進会議設置要綱（平成14年5月1日14小教学第121号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

小牧市教育振興基本計画推進会議委員名簿

◎…議長 ○…議長職務代理者

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎柴田 好章	名古屋大学教授
他の附属機関の委員	竹中 烈	生涯学習審議会
	池田 洋子	文化財保護審議会
	○舟橋 尚女	図書館協議会
	長尾 英俊	スポーツ推進審議会
小牧市校長会関係者	河合 智	小牧市立篠岡小学校長
小牧市PTA連絡協議会関係者	藤井 謙次	小牧市小中学校PTA連絡協議会
	臼杵 清花	小牧市小中学校PTA連絡協議会

(敬称略、順不同)

②小牧市教育振興基本計画調査検討委員会

小牧市教育振興基本計画調査検討委員会設置要綱

令和3年4月26日

3小教総第163号

(設置)

第1条 市の教育の方向性を示す基本計画である小牧市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の改定に当たり調査検討を行うため、小牧市教育振興基本計画調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 調査検討委員会は、教育振興基本計画の改定案の作成のための調査及び検討を行い、教育委員会に報告するものとする。

(組織等)

第3条 調査検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、教育部長、教育委員会事務局の次長、課長及び主幹の職にある者並びに健康生きがい支え合い推進部及びこども未来部の部長、次長及び課長の職にある者のうちから教育委員会が指名する者をもって充てる。

3 委員の任期は、任命の日から教育振興基本計画の改定の完了の日までとする。

(委員長)

第4条 調査検討委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、調査検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 調査検討委員会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 調査検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

小牧市教育振興基本計画調査検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
教育委員会事務局	伊藤 武志	教育部長
	石川 徹	教育部次長
	小川 正夫	教育総務課長
健康生きがい支え 合い推進部	江口 幸全	健康生きがい支え合い推進部次長
	永井 政栄	文化・スポーツ課長
こども未来部	櫻井 克匡	こども未来部次長
	伊藤 加代子	こども政策課長

(順不同)

（４）用語説明

【あ行】

アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。

生きる力

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

【か行】

学習指導要領

文部科学省が定めた、小・中・高等学校及び特別支援学校において、教育内容や計画を作成する際に基準となるもの。

学習チューター

小牧市内の公立幼稚園及び小中学校で、こどもたちの授業や生活の支援などを行う人のこと。

学校カウンセラー

臨床心理に専門的な知識・経験を有し、学校において児童生徒の心の悩みに対応する専門家のこと。

環境教育

人間と地球環境との関わりについて理解を深め、環境の回復、創造に向けた知識や関心を高める教育。

キャリア教育

少子高齢社会の到来や雇用形態の多様化・流動化など、進路をめぐる環境が大きく変化している中、こどもたちが激しい社会の変化に対応し主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や、しっかりとした勤労観・職業観を身に付け、それぞれが直面する課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立できるようにする教育。

合理的配慮

障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。

こまき市民交流テラス

ラピオビルに設置された市民活動・生涯学習団体の支援及び情報発信等を行う交流施設(愛称：ワクティブこまき)。

小牧山

国指定史跡。市街地の西に位置する標高85.9mの小山。永禄6(1563)年に織田信長が小牧山に築城し、清須から居城を移した。

こまなびサロン

市公民館(市民会館)4階にある生涯学習に関する相談や情報提供、講座の企画・運営を行っている生涯学習推進のための拠点。

コミュニティ

区(自治会)・小学校単位の活動を含め、一定地域での居住に基づく人々の集団。

コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の人々が、学校運営に意見を反映させながら、協働して子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」の仕組みのこと。

【さ行】

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

食育

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

スクールソーシャルワーカー

こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする専門家のこと。

スポーツ振興会

地域住民が主体となり、地域でのスポーツ振興を行っている会。

セルフディフェンス講座

こども自身が、自分を守るための具体的な知識や技能を学ぶ講座。

総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

【た行】

地域部活動

地域が中心となって活動する休日の部活動(従来の学校主体の部活動から段階的に移行を検討)。

点検・評価

計画を効果的かつ着実に推進するため、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方に基づき、計画の進捗確認及び今後の対応策の見直しを行う。

電子黒板

描いた内容を電子的に変換することが可能なホワイトボードのこと。

特別支援教育

障がいのあるこどもの自立と社会参加を支援するための教育のこと。

【な行】

ニート

15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者のこと。若年無業者。

ノルディックウォーク

2本のポールを使ってウォーキングを行うスポーツ。

【は行】

パブリックコメント

市民生活に広く影響を及ぼす基本的な施策などを策定する際に、その案を事前に公表して意見を募集し、それを考慮して意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き。

ビッグデータ

数百テラ（1兆）バイトからペタ（1,000兆）バイト級の膨大なデジタルデータの集積のこと。ビッグデータには文字、数字、図表、画像、音声、動画など、様々なタイプのデータが含まれる。ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に活かそうという動きが活発化している。

ファシリティマネジメント

施設の長期的な保全や利活用など目的とした、総合的な施設の管理手法のこと。

ブックスタート

4か月児の赤ちゃんへ絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントする事業。

放課後子ども教室

放課後や週末等を活用して、地域の参画により子どもたちにスポーツ・文化活動、地域との交流活動、学習等の取組を実施する活動のこと。

放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業として学校の余裕教室などを利用して児童等に放課後の遊び場や生活の場を提供するもの。対象は保護者が就労などで留守家庭の小学生児童。

ボランティア

自発的な意志に基づいて無報酬で社会事業などに技術援助、労務提供を行うなどの奉仕活動をする人。

【ま行】

まなび創造館女性センター

まなび創造館に設置された男女共同参画社会づくりの拠点施設。

【や行】

八雲町

北海道渡島半島の北部にある人口約2万人の町。明治時代に尾張藩から八雲へ入植し、開拓を行ったのが八雲町の始まり。昭和57(1982)年に尾張徳川家が小牧市と八雲町との交流を提言されたのがきっかけで友好都市交流を行っている。

【ら行】

レファレンスサービス

図書館の職員が利用者に対し、学習等に必要図書の情報提供などを支援するサービスのこと。

【わ行】

ワークショップ

一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。

【アルファベット】

I C T

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す。ITに比べて、「情報」に加えて「コミュニケーション」性が具体的に表現されている点に特徴があり、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。

OJT

On the Job Training の略で、職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービス。

Society 5.0

今までの情報社会では、人間が情報を解析することで価値が生まれた。Society5.0では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えたAIが解析し、その結果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでにはできなかった新たな価値が産業や社会にもたらされることになる。第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱された。